

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5028	50280001		社団法人 関西経済連合会	1	鉄骨造住宅の確認・検査の合理化	低層鉄骨造住宅の確認申請・検査上の取扱いを新築・増改築とも木造住宅と同様とする。具体的には、確認申請時の提出図書(図面、計算書等)の省略、簡素化等を実施し、木造住宅と同様の手続きとする。		建築基準法上で鉄骨造と区分されると、2階建て住宅も(超)高層ビルも基本的には同じ範疇に属することとなる。安全性の検証が比較的容易な2階建て鉄骨住宅においても、程度の差はあれ、「鉄骨造のビル」と同様の図書の提出を要求されることとなる。これは、同程度の木造住宅と比べて過剰な負担であるとも考えられ、また、増改築に際しても、大きな負担となっている。 低層鉄骨造住宅においては、「型式部材等製造者認証」等、確認申請の合理化につながる制度があり、それによって申請の簡素化が図られているが、この認証取得にあたってのコスト・期間の負担や商品内容の硬直化等を生じており、商品開発上の障害となっている。	建築基準法第6条、第7条	国土交通省	
5028	50280002		社団法人 関西経済連合会	2	建築基準法の「型式適合認定」「型式部材等製造者認証」及び品確法(住宅の品質確保の促進等に関する法律)の「住宅型式性能認定」「型式住宅部分等製造者認証」の審査・運用の簡素化	申請から認定に至るまでの期間の短縮への措置(現状約9ヶ月の期間を要している。)品確法の運用において、製造者認証のない建物に関する設計資料、現場審査を簡素化する。		申請から認定への期間が事業者にとって負担となっており、商品開発等における支障となっている。 品確法の性能表示制度の運用の簡素化によって、その利用頻度が高める。(例えば、ホルムアルデヒド放散量の等級の証明書について、施工業者が等級を確認して報告することも可能。換気量に関する建築基準法と品確法上のダブルチェックの解消。)	建築基準法施行令第136条の2の9以下関連条項、品確法第22条、第25条	国土交通省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5028	50280003		社団法人 関西経済連合会	3	建設業許可の基準となる経営業務の管理責任者の実務経験規定の緩和	建設業許可の取得に際し、経営業務の管理責任者の実務経験年数を5年以上又は7年以上等とする規定があるが、これについて期間短縮、資格試験制度や講習受講によるみなし規定を設ける等の規制を緩和する。		本規定は、建設事業者の専門工事事務会社の分社化や新規事業者の参入等において、障害となっている。経営業務の管理責任者の適正判断は、実務経験以外の方法でも可能である。	建設業法第7条	国土交通省	
5028	50280004		社団法人 関西経済連合会	4	監理技術者の資格取得条件の緩和(再要望)	電気通信工事業においては多種にわたる工事知識を必要とする「技術士」以外での資格取得制度がなく、実質的に規定の実務経験年数(最大12年)を有することが必要となり、ハードルが高くなっている。 一方、電気工事業など一部の工事業においては、該当分野の工事に特化した試験資格(一級電気工事施工管理技士)が建設業法において設置されており、若い世代の資格取得が容易となっている。 電気通信工事業においても、能力のある若い世代が監理技術者となれるよう、管理技術者要件を改革する。例えば、特化した監理技術者資格試験制度(例:一級電気通信工事施工監理技士)を新設することも考えられる。		電気通信工事業においては、IT関連技術の進展が速く、実務経験による取得のように最長で12年以上の経験年数を必要とする現在の制度だけでは、若い人材の取得が困難であるうえ、システム系工事などにおいては従前の技術では、技術監理上実態と合っていないケースが散見されるため。	建設業法 第26条及び7条第二号イ、ロ又はハ	国土交通省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5028	50280005		社団法人 関西経済連合会	5	住宅建設現場における元方事業者の1日1回の現場巡視に係る規制緩和 ①元方及び請負人の労働者が混在しない場合の巡視義務規定の適用非適用の明確化 ②元方巡視の代替手段の容認	①労働安全衛生法第30条の規定は、労働者の混在する作業場での災害を防止する目的であるとされているが、一般の住宅建設現場においては、大工の一人仕事等労働者が混在しない現場も多数あるところ、これらの現場での災害発生について、第30条違反による是正指導を受ける場合がある。この点についての取扱い基準を明確化する。 ②労働者が混在しない住宅建設現場においても、1日1回の巡視義務を適用する場合においても、その適用基準を実情に合わせて、代替措置でも可能とする。 (例えば(イ) 常時使用労働者5人以下の場合には、必ずしも1日1回の巡視を要しない。 (ロ) 常時使用労働者5人以下の場合には、現場職長による巡視報告及びこれに対する元請からの指示による方法)		各労働基準監督署により、判断基準についての考えが異なっている。実際の現場状況に合わせて、巡視すべき頻度を調整することにより、実質的な安全確保が図れる。 住宅業界の一般的な労働実態から考えると、「全現場一律に1日1回巡視」を厳守することによる各現場間の移動時間等のロスが大きくなり、現場監督員等の長時間労働の要因とならかねない。	労働安全衛生法第30条第1項第3号 労働安全衛生規則第637条	厚生労働省	
5028	50280006		社団法人 関西経済連合会	6	派遣労働者の「事前面接」の制限緩和	派遣先による事前面接は派遣労働者を特定することを目的とする行為として禁止しているが、この制限を緩和する。		派遣を依頼する業務内容の中には、事前に面接を行うことによって、派遣労働者の能力と業務内容のマッチングを行えることも考えられ、事前面接を行うことが必ずしも派遣労働者を特定することを目的とする行為とはならない。	労働者派遣法第26条第7項	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5028	50280007		社団法人 関西経済連合会	7	企画業務型裁量労働制の適用範囲の拡大	企画型営業職も裁量労働制の適用対象とする。		企画業務型裁量労働制の対象業務は「企画、立案及び分析の業務」に限定されており、営業職は一般に「企画、立案及び分析の業務」を自ら主体的に行っているにもかかわらず、対象外とされている。 企画型営業職においては、使用者の具体的指揮監督や時間での労働対価の支払よりも、自らの知識、技術を活かし、仕事の進め方や時間配分を裁量に委ねた働きかたの方が能力発揮の度合いも高まることから、企画型営業職を適用対象に加えることは、活力ある経済活動に寄与する。	労働者基準法第38条の3及び4	厚生労働省	
5028	50280008		社団法人 関西経済連合会	8	医薬品に関する広告規制の緩和	医療機関用医薬品の一般向けの広告を可能とする。		企業の立場からは、他社製品との性能比較等を含めた製品情報を可能な限り消費者(患者)へ提供し製品価値を消費者へ直接伝えることにより、製品力を基本とした自由競争を行うことができるようになる。 消費者の立場からは、当該商品に関する情報の入手が可能となり、医療の質の向上に資する。 (なお、最近ではインターネットという法律制定当時には想定されていなかった媒体が普及し、インターネット上の広告とその他の広告の間での規制上の取り扱いに齟齬が生じているため、この整理も必要である。)	薬事法第66条、第67条	厚生労働省(医薬食品局、医政局)	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5028	50280009		社団法人 関西経済連合会	9	医療用配合剤承認に関する規制緩和	平成11年4月8日医薬審第666号において、医療用配合剤として承認を受けるための承認事由をより明確にするとともに、承認事由の「その他特に必要と認められるもの」について適用緩和する。		医療用配合剤として承認を受けるためには、①輸液等用時調整が困難なもの、②副作用(毒性)軽減又は相乗効果があるもの、③その他特に必要と認められるもの、とされているが、③については適用例がない。医療用配合剤のメリットとして、多剤服用患者の服薬コンプライアンス向上や医療費の効率化(削減)等がある。実際に欧米ではさまざまな配合剤が広く開発販売され、服薬コンプライアンス向上を通じて治療効果の改善が図られる等の実績があるにもかかわらず、日本では上記③の事由に相当するものについてはこれまで事実上認められていなかったことで、患者に治療上および利便上の不都合を強いてきたといえるため。患者主権やセルフメディケーションの観点からも、患者の治療選択肢を増やすことになる本規制の緩和およびルールの明確化が必要である。	「医薬品の承認申請に際し留意すべき事項について」(平成11年4月8日医薬審666号)	厚生労働省(医薬食品局)	
5028	50280010		社団法人 関西経済連合会	10	ボイラー取扱作業主任者になるための伝熱面積に関する制限の緩和	現在、二級ボイラー技士でボイラー取扱作業主任者になることができるのは、伝熱面積の合計が25㎡未満の作業であるが、これを150㎡未満まで制限を緩和する。		ボイラー技士の資格があればボイラーの運転は可能であるが、ボイラー取扱作業主任者になるには、伝熱面積に関する制限がある。ボイラー設備は、安全性や性能が向上するとともに、監視・制御システムも進歩を続けていることから、伝熱面積に関する制限を緩和しても問題は無い。	ボイラー及び压力容器安全規則(労働省令第三十三号)、労働安全衛生規則(別表第1)	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5028	50280011		社団法人 関西経済連合会	11	海外事業会社従業員の研修における実務研修時間の規制緩和	海外から研修生を受け入れる場合、実務研修を受ける時間が全研修時間の3分の2以下であることが条件となっているが、本邦法人の関係会社から研修生を受け入れる場合には、この条件を緩和することを要望する。		海外事業会社の従業員研修を効率的に行う上で支障があるため。	出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令	経済産業省、法務省、外務省、厚生労働省	
5028	50280012		社団法人 関西経済連合会	12	とうもろこしの関税割当制度の撤廃	とうもろこしの輸入量に応じた国産いも澱粉の割当制度を撤廃する。		当該制度により、コーンスターチメーカーは輸入とうもろこしを購入する量に応じた国産いも澱粉を割当てられるが、製造された澱粉等に高価な国産いも澱粉価格が上乗せされ、コストアップ要因になり、消費者利益を損なっている。	関税割当制度に関する政令	農林水産省、財務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5028	50280013		社団法人 関西経済連合会	13	廃棄物処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の定める「廃棄物」概念及び運用の見直し	廃棄物処理法の定める「廃棄物」概念について、「有価物」に拘泥せず、一定の実態要件の下で規制緩和し、リサイクルの効率的な推進のための条件整備を図る。		従来、行政は、一般に売却できなければ全て廃棄物処理法の定める「廃棄物」として取り扱うとする「有価物説」を採用してきたため、これが、リサイクルを進める場合の収運や処理に際して制約となってきた。 しかし、再生資源として扱われるものであれば、例え有価でなくとも「事前選別事実の存在」「実際の再生実績」など脱法行為を抑えるための一定の実態要件の検証が可能であれば、再生資源としての実態を反映して、新たな「廃棄物」定義の策定や運用の見直しが可能であると考えられる。	廃棄物処理及び清掃に関する法律	環境省	
5028	50280014		社団法人 関西経済連合会	14	市町村民税特別徴収の手続き簡素化	手続きの窓口一元化、デジタルデータでの情報交換(当該窓口で全国のデータを提出し、決定通知も当該窓口よりデータで戻される等)を可能とする。 一部市区町村は磁気テープ等でのデータ交換が可能だが、全国の自治体での一律対応がなされていないため、企業にとってはメリットが乏しい。併せて、各市町村の作成する「税額決定通知書」の様式統一を図ることを望む。		特別徴収義務者(各企業)と市区町村とは、現在紙ベースでの収入・税額のデータ相互交換を行っている。各企業は、紙ベースの「給与支払報告書」を作成・郵送し、各市区町村からの「税額決定通知書」を個別に登録(パンチ等)する作業を行っており、企業は多額の費用と手間を負担している。	地方税法	総務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5028	50280015		社団法人 関西経済連合会	15	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	特別勘定については、その財産的性格の相違、保険会社における負債性の相違から、100%の保全が行われるよう、保険業法上、保険関係請求権の特別先取特権の付与等必要な手当てを行う。		生命保険会社が経営破綻した場合、現行では、一般勘定、特別勘定とも同等に取扱われることになっているが、生命保険会社が経営破綻に陥った場合においても、財産の価額の変動がそのまま反映される特別勘定は当該経営破綻の原因とはなりにくい。	保険業法(現在該当条項なし)	金融庁 総務企画局信用課	
5028	50280016		社団法人 関西経済連合会	16	保険会社本体による信託業務(現行信託業法に規定する併営業を含む)の代理又は事務代行の解禁	保険会社の付随業務として、既に銀行等で行われている信託業務の代理や事務の代行を行うことを認める。		保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められたが、その詳細を定める施行規則では、信託業務の代理や事務の代行は認められていない。保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効である。生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。なお、銀行等においては信託業務の代理が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。また、金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書(H15.7.28)」では、信託契約の取次ぎを行う者の範囲を幅広く認めることが適切とされている。	保険業法第98条、同施行規則第51条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第7条の2の2	金融庁 総務企画局信用課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5028	50280017		社団法人 関西経済連合会	17	共済事業にかかる契約者保護ルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・保険業法における「保険業」の定義を明確化し、「保険業」に該当する共済事業については、保険業法を適用する。 ・各共済事業が「保険業」に該当するか否かを金融庁が判断できるよう、金融庁に共済事業に対する調査権限(報告徴求、立入検査等)を付与する。 ・根拠法のある共済についても、各監督官庁において消費者保護の観点から整合的な規制を整備する。 	<p>共済のなかには「根拠法のある共済」と「根拠法のない共済」とがある。</p> <p>根拠法のある共済は、「他の法律に規定のあるもの(保険業法第2条第1項)」などに該当することから、保険業法の規制は受けないが、これに代わる特別の法律による規制を受け、各々の主務官庁の監督を受けて事業を行っている。ただし、根拠法によっては、消費者保護のための規制が不十分なものがある。保険業法、農業協同組合法、消費生活協同組合法が、一契約の内容的合理性・公平性の確保一事業の財務・業務内容の健全性の確保一募集活動の適正性の確保等において整合的な規制となっておらず、それぞれの根拠法によって監督内容が異なり、規制の整合性は取れていない。</p> <p>これに対し、根拠法のない共済は、見舞金程度の支給に止まる場合や、特定の者を対象としている場合には保険業に該当せず、免許を受けずに事業を行っても保険業法違反にならないと解されているが、保険業法やその他特別の法律による規制の対象とならず、特別の法律による監督も受けない。つまり、保険業法上の「保険業」の定義における「不特定の者」の基準が曖昧であるため、実質的に共済業者が「保険業」を行っているにもかかわらず、公的な監督が及ばないという問題がある。</p> <p>公的な監督が及んでいないものは当然であるが、公的な監督が及んでいるものについても、その内容が異なり、消費者保護の観点から問題がある。</p>	<p>保険業法、消費生活協同組合法、農業協同組合法等</p>	<p>金融庁監督局 保険課、総務企画局信用課、厚生労働省社会援護局地域福祉課、農林水産省経営局協同組織課等</p>		
5029	50290001		(有)香和開発 (こうわかいはつ)	1	市街化調整区域におけるファミリータイプ介護施設建設	<p>今後老人人口がますます増えつづけることを考えますと現在の要介護者だけが入居する介護施設だと限界があると思います。また人生の最期はできるだけ家族と共に生活するのが理想だと思いますが、介護される人たちは全て持ち家とは限りません、そこで通常建築が制限されている市街化調整区域に特例としてファミリータイプ(3LDKか4LDK)の介護施設の建築を認めてもらいたいと思います</p>	<p>左記の実施に当り条件を取り決めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ①補助金等一切申請しない ②建物全てバリアフリーにする(2F以上全てエレベーター設置) ③入居の家賃の上限を設定する(月7~8万円) ④入居者に1名以上要介護者のいること ⑤その他条件は話し合い 	<p>この施設を作ることにより税金等の負担が少なく介護される側も家族と別に暮らせる時間が増えまた家族も今までと同じくらいの家賃で広い部屋を借りることが出来ます。今まで畑か駐車場しか利用出来なかった土地を利用出来るようにすることで、建物に掛かるコストの経費を補助金がなくても吸収出来ます。その分グループホームなどを充実することにより家族の負担の軽減を図ることと安定した将来設計を営むことが出来ると思います。</p>	<p>建築基準法</p>	<p>国土交通賞</p>	<p>特に無し</p>

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5030	50300001		情報通信ネットワーク産業協会	1	配置技術者の工事現場への専任を要しない期間を認める工事種類の追加	<p>『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)で専任主任技術者或いは監理技術者の専任を要しない期間を定義しているが、発注者の設計図書あるいは打ち合わせ議事録などで明確になっていることが必要とされている。</p> <p>電気通信工事は、工場で機器製作・ソフトウェア製作を行う期間(工場製作のみが行われる期間)が契約工期の殆どを占めることが多いため、『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)③に、専任を要しない期間を認める工事の具体例の一つとして追加載きたい。</p>		工場製作期間(機器製造期間、ソフトウェア製作期間)は、工場で他の同種工事に関わる機器製造が同時に、一元管理されて進められているため、『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)にある工場製作のみが行われている期間に合致すると思われるが、『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)の具体例が少なく、また手続き上明確になっていることが必要とされているため、発注者の意向で認められないことが多い。	国総建第318号『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)	国土交通省総合政策局建設業課	添付資料CIAJ-04-01
5030	50300002		情報通信ネットワーク産業協会	2	現場代理人の工事現場常駐期間の定義追加	<p>現場代理人の工事現場常駐期間については以下の条文中で規定。『公共工事標準請負契約約款』第10条2現場代理人は、請負工事契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、……中略……この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。</p> <p>現場代理人の工事現場常駐を、現場稼働中とすることを、『公共工事標準請負契約約款』第10条2に追記いただきたい。(下記条文案の「」部)第10条2への追記案</p> <p>現場代理人は、請負工事契約の履行に関し、「現場稼働期間中工事現場に常駐し、」その運営、取締りを行うほか、……中略……この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。</p>		『公共工事標準請負契約約款』第10条2の条文中に基づき、工事休止期間中でも工事現場への常駐を要求されることがあるため。	公共工事標準契約約款第10条2 国総建第318号	国土交通省総合政策局建設業課	添付資料CIAJ-04-02

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5030	50300003		情報通信ネットワーク産業協会	3	建設業許可に必要な経営業務管理責任者要件の判断基準の確認と明示について	<p>国総建発第356号により、2003年4月に改正された商法に対応して「経営業務管理責任者」の要件について、いわゆる「執行役員」の取扱が通達されたが、定義付が不明確である為、いわゆる「執行役員」が「経営業務管理責任者」の要件を満たすか否かの判断がし難い状況である。</p> <p>いわゆる「執行役員」の審査の取扱については、昨年末の規制改革要望への回答書にて「平成16年度中に検討する」との回答を確認しているが、いわゆる「執行役員」の取扱いに関して、具体的な可否判断基準を明示頂きたい。社内規定、定款等一定の条件のもとで定められたいわゆる「執行役員」については、国総建発第356号に記述のある「法人の場合におけるその役員」に準じるものと理解してよいのか確認をしたい。又、国総建発第356号は上記の回答書にある「検討」の結果であるのかどうかについても確認をしたい。</p>		<p>国総建発第356号により、2003年4月に改正された商法に対応して「経営業務管理責任者」の要件について、いわゆる「執行役員」の取扱が通達されたが、定義付が不明確である為、いわゆる「執行役員」が「経営業務管理責任者」の要件を満たすか否かの判断がし難い状況である。</p> <p>近年、経営効率化のため、いわゆる「執行役員」制度を採用している企業が増加している。企業におけるこのような経営効率化への動きに合せた制度等の見直しが必要であると考えらる。</p>	<p>国総建発第356号(H16.3.31)</p> <p>「経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」</p>	国土交通省総合政策局建設業課	添付資料CIAJ-04-03
5030	50300004		情報通信ネットワーク産業協会	4	許可基準の建設業技術者の配置に関する規制緩和	<p>建設業を営もうとする者が営業所を設けて営業しようとする場合、政令で定める軽微な建設工事を除き、その営業所ごとに、また、営業しようとする建設工事ごとに、所定資格を持った専任技術者を当該営業所へ配置する事を、許可要件の一つとして規定している。</p> <p>許可基準の営業所の専任技術者の配置に関する要件について、営業所ごとの配置義務とするのではなく、建設業者としての配置義務とする。言い換えると営業しようとする工事業・営業所数に応じた技術者数を建設業者として置くこと(国内であれば活動拠点を問わない)を許可の基準とする。</p> <p>尚、許認可の建設業者であっても希望するものは、上記基準に従って許可替えができるものとする。</p>		<p>1)建設業者の拠点間で、顧客の要求仕様などに関する情報伝達手段が貧弱であった時代はともかく、電子MailやFaxなどその情報伝達ツールが整備・一般化されている今日において、技術者が営業所に専任する意義は薄い。又、経済的に合理的でない。</p> <p>2)請負契約締結に際して、注文主からの技術者の工事現場の下見要求などについても、航空網や新幹線網などが発達・整備されて来ている事から当日又は翌日に対応可能であり、物理的な距離は支障とはならなくなっている。</p>	<p>「軽微な建設工事」: 建設業法施行令第1条の2</p> <p>「営業所」: 「建設業法の一部を改正する法律の施行について」建設省計建発第46号</p> <p>「工事業」: 建設業法別表</p>	国土交通省総合政策局建設業課	添付資料CIAJ-04-04

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5030	50300005		情報通信ネットワーク産業協会	5	連結親子会社間における「企業集団」の適用、運用に関する緩和について	<p>親会社とその連結子会社の間における技術者の流動について「企業集団」の形成を条件に、流動を許可し出向社員でも「直接的かつ恒常的な雇用関係があるもの」として取り扱うことと規定されている。「企業集団」認定の要件は以下のとおりと規定されている。</p> <p>① 一の親会社とその連結子会社からなる企業集団 ② 親会社が建設業者であり有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者であること ③ 連結子会社が建設業者であること ④ 連結子会社のすべてが企業集団に含まれること ⑤ 親会社、その連結子会社のいずれか一方が経営事項審査を受けていないこと</p> <p>また、出向者派遣の当該工事に関して出向先会社は出向元会社へ下請負発注が認められない。</p> <p>「企業集団」の適用、運用に関して以下のような緩和を要望する。</p> <p>①「企業集団」の構成会社は連結会社の「すべて」との規定を緩和し、任意の選択も可として頂きたい。 ②連結子会社の「経審非受審」の条件を見直し、「経審の受審状況不問」へ緩和をお願いしたい。 ③「企業集団」内での「下請負」を、「企業集団」内の施工分担任として認めて頂きたい。</p>	<p>昨年1月の創設以来、現制度の認定件数は2月12日現在で8件と聞いている(日刊建設工業新聞04年2月13日記事による)。この数値は現制度が日本の企業集団の現況に則せず、企業として利用が困難な状況を端的に示していると考ええる。建設業者が現制度を有効に活用するためには上記の要望による運用規定の変更が必要と考える。個々に関する要望理由は以下の通りである。</p> <p>①に関して、官公庁、地方公共団体など当該発注機関に対する営業方針を共有する会社同士により「企業集団」を形成することが本来の姿であり、連結企業といえども方針等を共有しないケースでは「企業集団」に参加させない選択があるべきと考える。「企業集団」制度の下では、1の入札へは「企業集団」を代表する1社が参加するという考えが必要と考えるが、これらの制制には親会社との方針の共有が不可欠と考える。例えば、100%子会社など親会社と営業方針を共有する会社のみ「企業集団」の構築など任意選択を認めても、現制度の趣旨を損なうものではないと考える。</p> <p>②に関して、本件の規制改革要望に関する貴省の回答は、1の入札に複数の親子会社が参加することによる業界への悪影響のため許可できないという内容である。しかし、貴省では、これらの問題に対応するため、「資本・人的関係ある親子会社などの同一工事入札参加を制限することを含め、各地方整備局に通知した」と一部新聞に報道されている(日本工業経済新聞04年4月2日など)。この報道内容の通りの規制が実施されれば本制度「企業集団」もその規制下となり、貴省回答の懸念は解決できるため、経審受審の有無を「企業集団」制度にてあらためて問う必要はないと考える。</p> <p>③に関して、現制度での従来「他社籍」と見られた「出向社員」技術者の配置を許可する根拠は、「企業集団」=「企業」という考えに基づくものとする。この考えに基づけば、「企業集団」内における下請負は一般にいう「下請負」ではなく、企業組織内における施工「分担任」に等しい。この形態が工事の信頼性を損ねるものではないと考える。基本的に「企業集団」形成では、元請け会社が元請けとしての全責任を全うすることを前提としており、この見地からは「企業」による請負・施工「企業集団」による請負・分担任施工は、信頼性において向かわらないと考える。</p>	<p>建設業法第26条3項「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱等について」(平成15年1月22日国総建第335号)</p>	国土交通省総合政策局建設業課	添付資料CIAJ-04-05	
5030	50300006		情報通信ネットワーク産業協会	6	電気通信工事業者における専任技術者要件の拡大	<p>営業所の(電気通信工事)専任技術者の要件は、技術士試験のうち技術監理部門(電子・電気部門に限る)に合格した場合、又は学歴に応じた実務経験及び指導監督的実務経験を有する場合となっている。また、その指導監督的実務経験(注)を証明するためには、契約書の原本の提示が必要である。営業所の(電気通信工事)専任技術者の継続確保には大変苦慮している。</p> <p>(注)電気通信工事の発注者から直接請負、その請負金額が4千5百万円以上である工事に関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者とする。</p> <p>営業所の(電気通信工事)専任技術者「=監理技術者」の申請要件として、電気・電子技術士に加えて、既存資格の「電気通信主任技術者(1種)、(2種)、(線路)、1級電気工事施工管理技士」のいずれかに該当する事としてほしい。</p> <p>電気通信主任技術者は電気通信分野の最高位資格で、ネットワーク全体を管理する総合的資格である。また、1級電気工事施工管理技士は電気工事専任技術者の要件ではあるが試験内容は電気通信工業まで含めたものである。</p>	<p>建設業法の規定に基づく試験資格が許可等の要件の対象となっている電気工事業など技術者の育成が容易となっている業種もある中で、一部の事業に課せられた特別な規制となっている。電気通信工事業者にとって高度かつ専門的な電気・電力業の知識を必要とする資格を取得することは大変困難である。よって、電気通信工事に必要な資格者が不足し、IT革命推進に向けたインフラ整備の大きな障壁となっている(現実的には実務経験充足による資格取得をめざすこととなるが、発注工事の小規模化が続く中、限られた工事の実務経験者という要件のみでは有資格者の不足は避けられない状況である)。</p>	<p>建設業法第15条の二、第26条第2項、第27条の一 建設業法施行令第27条の三 昭和63年6月6日建設省告示第1317号</p>	国土交通省総合政策局建設業課	添付資料CIAJ-04-06	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5030	50300007		情報通信ネットワーク産業協会	7	主任技術者・監理技術者の専任義務基準の確認	<p>公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるものについては、主任技術者又は監理技術者は工事現場ごとに、専任のものでなくてはならない。また、建設業法施行令の規定では、主任技術者又は監理技術者が専任となるのは請負った建設工事の請負金額が2500万円以上の建設工事である。</p> <p>建設業法において、主任技術者・監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため配属され、その規模が大きくなるとその建設工事に専任する必要があると規定されている。しかしながらこの専任の基準は、現場工事の規模ではなく請負金額全体とされており、必ずしも現場工事規模が大きくなるとも専任の必要が生じる場合が想定される。</p> <p>今後貴省において、この主任技術者・監理技術者の専任基準を請負金額全体から現場工事金額(機器費、ソフトウェア費用を除く)に変更することを検討されるか否かについてご確認願いたい。</p>		<p>電気通信工事においては、請負金額全体に占める工事部分の割合が低く、また、工事期間も機器製作期間に比して短期であるものが多い。そのため、工事現場における工事規模が比較的小規模にも拘わらず、技術者の専任を義務付けられる工事の対象範囲が過大となり、技術者の人件費等企業の生産性向上・効率的活用が阻害されているため。</p>	<p>建設業法第26条第3項 建設業法施行令第27条 建設業法第26条の三</p>	国土交通省総合政策局建設業課	添付資料CIAJ-04-07
5030	50300008		情報通信ネットワーク産業協会	8	現場代理人の選任条件運用の見直しや書面文言削除等要望	<p>現場代理人の所属について建設業法では規定されていないが、国土交通省地方整備局の適正化法に関する案内や日本道路公団の共通仕様書等において「元請会社に所属する者」と明記され、かつ恒常的雇用関係にある社員である事を求められる。また、地方公共団体等においても、発注者に対して元請会社外の現場代理人の確認を求めると、「元請と直接かつ恒常的雇用関係にある社員である事」を求められる事例が増えている。</p> <p>現場代理人の選任については、元請以外(連結会社または下請会社の社員)の者でも建設業法上、特に問題は無いと解釈している。しかし、実態として公共工事発注者が「現場代理人は元請と直接的かつ恒常的雇用関係にある社員である事」を監理/主任技術者と同等の選任条件としているのは、「請負人の任務を代行する」現場代理人要件を監理(主任)技術者の要件と主旨を混同されていると思われる。したがって、「現場代理人の身分については、発注者の意向に委ねるものではあるが、基本的には「元請業者と直接的かつ恒常的雇用関係」を必要としない」旨の見解を公にしたい。</p> <p>・国土交通省や日本道路公団があえて当該雇用関係を求める理由について説明し、特にこれに該当しない場合は、その限りではないとするか ・公開されている書面の内容改訂をするか ・現在の特例な規制を緩和するための処置をお願いしたい。</p> <p>具体的に条件を規定している書面等の例は、次の通り。 ●国土交通省関東地方整備局 平成14年10月「適正化法の施行2年目を迎えて入札に参加する建設会社の皆さんへ」3、⑦「現場代理人」は、工事施工中は現場に常駐し、請負者と直接的かつ恒常的雇用関係を有するものを配置して下さい。(以下略) ●日本道路公団「電気通信工事共通仕様書」平成11年10月発行第1章第7節1.7.1「現場代理人等の設置 (1)契約書第10条第1項の規定」に基づき設置する現場代理人、主任技術者(中略)は、乙に所属する者とする。</p>		<p>・現場代理人の機能は、契約の履行に関して、請負人の任務代行者として運営・取締りを行うもので、監理/主任技術者とは全く別個のもの(法解説書)。 ・国土交通省地方整備局の適正化法に関する案内や日本道路公団の共通仕様書等は、公共工事発注者のいわば「バイブル」である。発注者の範たる国土交通省や日本道路公団が率先して、現場代理人の身分について、厳格な書面にて公開している影響で、地方自治体他の発注者が、現場代理人の意義を十分理解せず、慣習的にこれに追従し、全体として規制の強化を誘発している。 ・工事実績情報システムCORINSにおいても、現場代理人については、本人の所属会社を申請できるようVersion 4.0から改訂されている。 ・IT通信分野は専門分社化によって分担して高度な設置工事を実現しており、「請負者が責任を持って選任した専門会社の現場代理人による現場指導」は適正なIT機能実現において、必須である。</p>	<p>国土交通省関東地方整備局 平成14年10月「適正化法の施行2年目を迎えて入札に参加する建設会社の皆さんへ」3、⑦ 日本道路公団「電気通信工事共通仕様書」平成11年10月発行第1章第7節1.7.1「現場代理人等の設置 公共工事標準請負契約約款 第10条</p>	<p>国土交通省総合政策局建設業課、関東地方整備局 日本道路公団</p>	添付資料CIAJ-04-08

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5030	50300009		情報通信ネットワーク産業協会	9	電気通信工事を伴わない、あるいはその工事が微少な「IT設備関連案件」の適用除外について	<p>建設業法第二条(定義)1項では、「建設工事」とは、「土木建築に関する工事で別表の上欄に掲げるものをいう」とある。当該別表には、「電気通信工事」の名称はあるものの、その定義、例示等については、関連通達や解説本等を参照する方法をとっている。このため、発注者は、当該通達等を参照して適切と思われる工事業種を設定しており、いわゆる「建設工事」にそぐわない案件が、「電気通信工事」の扱いを受けているケースが多く見受けられる。</p> <p>今日、「電気通信工事」として発注されるもの多くが、IT設備および配線、据付を主体とするいわゆる「IT設備関連案件」となっている。また、当該設備は、その基本部をコンピュータ機能によって構成しており、いわゆる「建設工事」を伴わない、あるいは工事部分が極めて微少な事例が多く見受けられる。</p> <p>「LAN(Local Area Network)設置」や「コンピュータ機能を有した機器設置調整」等、配線や据付調整などが主体で、いわゆる「建設工事」と定義できる作業を伴わないかまたは軽微な場合においては、「電気通信工事」の適用外とする旨の関連通達および解説本等への記載を要望する。なお、当該分野は技術進歩が極めて速いため、適宜適切に事例等の記述の改版をお願いしたい。上記の例を含め、いわゆる「IT設備関連案件」は、ソフトウェアからシステム運用・保守サービス等まで一貫したシステム提供となる場合が多い。更に、その設置作業は、建築物への加工を伴わない機器調整等を含むデータ設定試験等が主体であり、いわゆる「建設工事」とはそぐわない内容である。</p>	<p>関連通達等に見られる工事内容や例示は、旧電電公社時代の名残やコンピュータが大型の箱物であった時に設定されたものと思われる。現在、IT時代を迎え、コンピュータそのものがオープン化、ダウンサイジング化、微細化され、その形状も、LSIや小型機器に組み込まれる等、多様化している。</p> <p>昭和60年に出された下記通達において、「電気通信工事の内容として、情報制御設備工事にはコンピュータ等の情報処理設備の設置工事も含まれる」とある影響で、上記の「IT設備関連案件」が、「電気通信工事」として適用される事例が数多く見受けられる。これは、ITに関する技術革新のスピードが、建築土木を基幹とした多くの他建設工事に比し特段に速く、そのトレンドを数年先すら予見する事が困難な状況からやむを得ないと思われる。しかしながら、ITの技術革新が急速に進展する中、建設業法第二条や関連通達、解説本の内容や例示にあてはまらない事例が存在するにも拘わらず、これらに対する具体的な対処方法が明示されていない為、「電気通信工事」適用の濫用を誘発している事は、本許可業種を適正に運用する上で課題と考える。更には、現状にて運用された場合には、経営事項審査における工事完成高申請において、適正を欠く恐れがあると思われる。</p> <p>また、IT技術の急速な進展に鑑み、定期的にIT設備・技術を吟味し、適宜、内容や例示に加える場合もしくは除外する場合を明確にしておく事も、本許可業種を適正に運用する上で不可欠であると考え。</p>	<p>建設業法第一条、第二条</p> <p>建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容 昭和47年3月8日建設省告示第350号</p> <p>許可業種区分の内容の見直しに当たっての考え方について 昭和60年10月14日建設省経建発第170号 他</p> <p>解説本の代表例[建設業法解説、大成出版社]</p>	国土交通省総合政策局建設業課	添付資料CIAJ-04-09	
5030	50300010		情報通信ネットワーク産業協会	10	建設業退職金共済制度の健全化について	<p>公共工事では、労働者保護、労働者福祉を目的とした制度として、建設業者に對し着工前に掛金納入(証紙購入)が求められる。この掛金の額は、必要枚数分であるが、実質は発注者指定計算(率)式により算出された額の証紙を購入する事となっている。また、本制度の加入と履行は、官公庁の入札参加資格の要件とされることがあり、経営事項審査における評価項目にもなっている。</p> <p>電気通信工事分野に置いては、本制度の適用を除外していただきたい。それがかなわぬなら、現在検討されている掛金のICカードによる新納入方式では、掛金納入は就労実績カウントし、余剰証紙は払戻可能とするか、もしくは、余剰証紙でも他の工事の掛金納入に使用可能とする、購入しなくとも良い場合などの制度として頂きたい。(平成15年度試行しているとのことであるが評価については是非公開していただきたい)</p>	<p>電気通信工事では当制度の保護対象となる季節労働者等はほとんど存在せず、従って証紙払出しニーズは少なく、実態として購入した証紙の大半が余剰となっている。更に、仕様書上で現行の発注者指定の計算(率)式により購入を規定され、払戻不可、転売不可および購入業者での処理等、IT通信業界には適さない制度と思われる。</p> <p>建退共本部が販売し建設業者が購入した証紙は、100%労働者に交付され「退職金」として還元されるべきものであるが、建退共本部の収支はバランスしていないと考えられる。建設業の労働福祉制度としての意義は認めるが、一律に経営事項審査の評価要素にしたり、入札参加資格の要件にすることは適当ではない。</p>	<p>中小企業退職金共済法</p> <p>厚生労働省労働基準局</p>	厚生労働省労働基準局	添付資料CIAJ-04-10	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5031	50310001		社団法人日本船主協会	1	港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化	港湾関係諸税(とん税、特別とん税、船舶固定資産税)並びに諸料金(入港料、公共岸壁使用料等)の徴収の目的ならびに考え方を明確にした上で、諸外国と同等となるよう制度を適正化すること。		港湾関係諸税のうち、特に、とん税は諸外国と同様に国税であるにもかかわらず制度は大きく異なる。即ち、諸外国ではとん税の徴収目的が港湾の維持・改修費用など使途が明確化されているが、わが国においては、一般財源に繰り入れられ、目的も使徒も不透明であること。また、わが国において、例えば神戸港・名古屋港・東京港の3港に外航船が入港する場合、それら3港全てでとん税が都度徴収されるが、米国などにおいては、とん税の徴収は最初に寄港した港のみで、次港以降は徴収されていないなど、わが国のとん税は国税的な性格ではなく、手数料的な色彩が強いこと、など。	とん税法第1条、特別とん税法第1条、地方税法389条、港湾法第44条2項等	財務省、総務省、国土交通省等	
5031	50310002		社団法人日本船主協会	2	外貨埠頭公社の埠頭等賃料の適正化	原価主義に基づく料金の妥当性の検証及び、荷動きの実態や公共埠頭料金との格差等を勘案した、より弾力的で国際競争力のある料金設定を可能とすること。	外貨埠頭公社における岸壁等の賃料の額は減価償却、修繕費、管理費、災害復旧引当金、貸倒引当金、支払利息等の費用額の合計を基準とし、かつ、岸壁等に係る外貨埠頭の建設に要した資金の償還を考慮して、埠頭公社が定めている。	昭和55年12月16日の港湾審議会答申では外貨埠頭公社の業務の移管に関して、『……外貨埠頭の管理運営という公共的かつ国家的に重要な業務を行うものであるので前述の通りこれを適切かつ確実に運営していくことが出来るような財団法人を国が指定するとともに、指定された財団法人に対しても法人の指定に伴う通常の監督のほか、国の海運政策及び港湾政策との整合性の取れた外貨埠頭の整備及び管理が行われるよう国の監督措置が必要となる。たとえば、賃料の適正な水準の確保、外貨埠頭施設の処分などの制限、需給バランスと港湾間の機能分担を考慮した外貨埠頭の整備などの為の措置が挙げられる。』とした。国はこの答弁を充分尊重し、原価主義に基づく料金の妥当性の検証、及び荷動きの実態や公共埠頭料金との格差等も充分勘案、弾力的で国際競争力を有する料金設定とすよう各埠頭公社を指導すべきである。	外貨埠頭公社の解散及び業務承継に関する法律施行規則第5条第1項	国土交通省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5031	50310003		社団法人日本船主協会	3	港湾・輸出入手続き等の一層の簡素化	全ての港湾・輸出入関連手続きを対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続きを徹底的に削減・簡素化するよう要望する。		2003年7月23日より輸出入・港湾諸手続のシングルウィンドウ化が関係省庁により実現されているが、実態は各種申請・手続の見直しや簡素化がなされず、単に既存のシステムが接続されただけのものであるため、利便性の向上には結びついていない。従って、全ての関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、更に省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続きを徹底的に削減・簡素化することを要望する。	関税法、電子情報処理組織による関税手続の特例に関する法律、コンテナ特例法、出入国管理及び難民認定法等	国土交通省、財務省、法務省、厚生労働省、地方自治体等	
5031	50310004		社団法人日本船主協会	4	マルシップ外航客船の外国人乗組員の上陸許可期間の延長	近年におけるマルシップ外航客船の国内就航状況に鑑み、上陸許可期間の延長や数次上陸許可を認めること。		乗組員の上陸は15日を越えない範囲内で許可されており、マルシップ外航客船については、初回の申請で15日の上陸許可を得た後、必要な時点で再度申請することにより新たに15日の上陸許可が認められている。但し、3度目以降の上陸許可申請は、外国へ向け出港し再度日本の港に入港しない限り受け付けられない。	出入国管理及び難民認定法第16条	法務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5031	50310005		社団法人日本船主協会	5	日本籍船でのカジノの自由化	日本籍船では現行刑法が適用されるため、公海上であってもカジノが禁止されているが、カジノの運営が非合法とにならないよう所用の法整備を行う。		国民への健全な娯楽を提供し、クルーズ客船事業の振興を図るため、日本籍でのカジノの自由化を行うこと。	刑法第185条、186条	警察庁、法務省、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省	
5031	50310006		社団法人日本船主協会	6	船舶の建造許可に当たっての手続きの一層の簡素化	船舶の建造許可申請手続きの簡素化については、現在検討が進められている。OECD造船協定が発効した際に、臨時船舶建造調整法の改廃を含む建造許可制度の抜本的見直しを行うことであるので、同協定発効後速やかな見直しをお願いしたい。		当該規制は、「我が国の国際海運の健全な発展に資することを目的とした臨時船舶建造調整法(昭和28年)法に基づき、造船事業者が総トン数 2,500トン以上又は長さ90m以上で、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする鋼製の船舶を建造しようとするときは、その建造の着手前に国土交通大臣の許可を受けなければならない。」とされているものである。本法制定時には意義があったものと思われるが、近年の近隣諸国の造船所の発展もあり、わが国においてのみ本法に基づき需給調整を行うことの意義は、もはやないものと思われる。	臨時船舶建造調整法第2条及び第4条	国土交通省海事局造船課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5031	50310007		社団法人日本船主協会	7	解撤等のために輸出される船舶のバーゼル法に基づく輸出手続きの廃止	現在「特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律」(以下、バーゼル法)を所管する各省庁は、平成11年5月の通達により、解撤等を目的とした日本籍船舶の輸出について当該船舶がアスベスト等の有害廃棄物を含む場合、輸出申請等の手続きが必要としている。このバーゼル法に基づいた輸出申請等手続きの廃止を要望する。		有害廃棄物の“国境を越える移動”の管理に基づくバーゼル条約は、国境を越えて自由に活動する“船舶”について全く考慮されておらず、同条約を無理やり船舶に適用した場合多くの問題が発生するため、現在もそれを対象とするかどうか自体が議論されている。実際に、同条約を船舶に適用した場合、廃棄物と何ら関係のない「寄港国」が「輸出国」になる等実効上の問題が発生する。また、解撤ヤードまで自力航行する船舶に同条約が実質上求める危険物質の除去を要求することは航行安全上危険であり、海難事故の危険性が高まることは環境保全上も好ましいことではなく、解撤船の移動を禁じるに等しい。現在主要解撤国以外の国は大型解撤施設を有しないことから、解撤船の輸出禁止は、船舶の円滑な解撤が阻害されることを意味する。さらに、船舶の解撤は旗国や寄港国をはじめバーゼル条約の概念にない多数の利害関係者が含まれる複雑な経済活動であり、単に「船舶の国境を越える移動を管理・禁止」することで解決できるものではない。そのため、船舶の建造時から解撤国への最終航海までの船舶のライフサイクルを考慮した改善策が国際海事機関(IMO)で検討されており、バーゼル条約もIMOと協調しつつ議論を継続することとしている。このような状況下、船舶を同条約の対象とすることについて多くの国が慎重な対応をとっている中、わが国では、平成11年5月の通達により実質的に日本籍解撤船の輸出が不可能となっており、日本籍船舶に係る過剰な規制のひとつとなっている。従って、日本籍船舶の円滑な解撤を確保し、より環境に優しい船舶への代替を促進するために同通達の廃止を求める。	バーゼル法第2条第1項、輸出貿易管理令別表第2の35の2、バーゼル法第4条第1項、外国為替及び外国貿易法第48条第3項、関税法第67条、および関係通達	環境省、経済産業省、国土交通省	
5031	50310008		社団法人日本船主協会	8	ねずみ族駆除免除検査証書の有効期間の延長	国際条約(International Health Regulation)では標記証書の有効期間を6カ月とし、さらに1カ月延長の採用を各国政府の裁量に委ねている。わが国では当該1カ月延長を認めておらず、外国政府の発給した1カ月延長の証書も認めていない。当該証書は国際条約に基づき締約政府が発給するものであり、有効性を認めるべきである。		ねずみ族駆除免除検査証書は国際条約に基づき締約政府が発給するものであり、有効性を認めるべきである。	検疫法 第21条第1項第5号、第25条等	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5031	50310009		社団法人日本船主協会	9	内航輸送用トレーラー・シャーシの車検制度の緩和	内航輸送用のトレーラー・シャーシに対する車検制度を現行の1年から3年にする。また、国土交通省では、平成16年度中に安全確保、環境保全、技術進歩の面から有効期間の延長を判断する調査を実施することとなっているが、これを早急に取りまとめ、その結果に基づき所要の措置を講じられたい。		内航輸送用のトレーラー・シャーシに対する自動車検査証の有効期限は、毎日陸上輸送している一般のトラック同様1年である。主に海上輸送用であるトレーラー・シャーシは、本船船内または港頭地区駐車場に停車している状態が長く、陸上走行距離が短いものとなっている。また、シャーシ自体は動力を持たず、トレーラー(ヘッド)に牽引されるだけである。このような使用実態に即し、内航輸送用のトレーラー・シャーシに対する車検制度を現行の1年から3年にすべきである。	道路運送車両法第61条 (自動車検査証の有効期限)	国土交通省	
5031	50310010		社団法人日本船主協会	10	内航輸送用トレーラー・シャーシの車庫に関する規定の見直し	内航輸送用シャーシ運用上においては、登録用車庫確保の負担が所有者に強いられる一方、その車庫はほとんど利用されておらず、現在の規制は利用実態にそぐわない。ため、内航輸送用シャーシについては、車庫一台のスペースで複数台登録できるようにするべきである。		自動車の保有者は車庫法により保管場所を確保しなくてはならないが、海上輸送用トレーラー・シャーシについても一般のトラック同様、同法が適用されている。しかし、内航輸送用シャーシの車庫の利用実態は、船内及び港頭地区の駐車場に限られ、かつ運用上常時海上輸送のものもある。トレーラーヘッド、シャーシ夫々1台ずつの車庫取得に加え、港頭地区におけるヤードの確保が仕出し地/仕向け地両方で必要となり、実質取扱いトレーラー・シャーシの約4倍の車庫の確保が必要となる。このため、内航輸送用に利用されるシャーシについては、利用実態に合わせて車庫に関する規制を見直し、車庫一台のスペースで複数台登録できるようにすべきである。	車庫法第3条、貨物自動車運送事業法第4条	国土交通省、警察庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	50320001		(社)電子情報技術産業協会	1	製造業への労働者派遣期間の規制緩和	製造業への派遣受入期間の制限を撤廃すべきである。 【規制の現状】 2004年3月より製造業への労働者派遣が解禁されたが、派遣受け入れ期間に制限が設けられている。(2007年2月末までは1年間、2007年3月からは3年間)	【予想効果】 労働市場の活性化、労働者派遣ビジネスの拡大、製造業における業務効率の向上。	製造業における外部労働力の活用については、従来よりアウトソーシング(構内請負)にて対応しているが、今回の労働者派遣の解禁によって選択肢が増えたことは、メーカーとしては望ましい方向へ向かっている。しかし、派遣労働者の作業の熟練・習熟からの観点からは、今回の改正派遣法にて定められた派遣の受入可能期間では短すぎるため、製造部門で労働者派遣を有効活用するには、さらなる規制緩和が望まれる。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	厚生労働省	
5032	50320002		(社)電子情報技術産業協会	2	建設業退職金共済制度の健全化について	電気通信工事分野に置いては、本制度の適用を除外していただきたい。それがかなわぬなら、現在検討されている掛金のICカードによる新納入方式では、掛金納入は就労実績カウントし、余剰証紙は払戻可能とするか、もしくは、余剰証紙でも他の工事の掛金納入に使用可能とする、購入しなくとも良い場合などの制度として頂きたい。(平成15年度試行しているとのことであるが評価については是非公開していただきたい。 【規制の現状】 公共工事では、労働者保護、労働者福祉を目的とした制度として、建設業者に就工前に掛金納入(証紙購入)が求められる。この掛金の額は、必要枚数分であるが、実質は発注者指定計算(率)式により算出された額の証紙を購入する事となっている。 また、本制度の加入と履行は、官公庁の入札参加資格の要件とされることがあり、経営事項審査における評価項目にもなっている。	なし	電気通信工事では当制度の保護対象となる季節労働者等はほとんど存在せず、従って証紙払出しニーズは少なく、実態として購入した証紙の大半が余剰となっている。更に、仕様書上で現行の発注者指定の計算(率)式により購入を規定され、払戻不可、転売不可および購入業者での処理等、IT通信業界には適さない制度と思われる。 建退共本部が販売し建設業者が購入した証紙は、100%労働者に交付され“退職金”として還元されるべきものであるが、建退共本部の収支はバランスしていないと考えられる。建設業の労働福祉制度としての意義は認めるが、一律に経営事項審査の評価要素にしたが、入札参加資格の要件にすることは適当ではない。	中小企業退職金共済法	厚生労働省 労働基準局	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	50320003		(社)電子情報技術産業協会	3	電子カルテの医療機関外での保存	<p>医療法人だけではなく、一般の電子アーカイブ事業者なども含めた電子カルテ外部保存を可能となるよう、通知を見直していただきたい。</p> <p>【規制の現状】 診療機関以外のものが、診療録(カルテ)を電子的に保存し、これを関連する診療機関に開示することは禁じられている。</p>	<p>【予想効果】 電子カルテの導入、運用コストが低減するため、EDP部門を持たない中小診療機関でも容易に電子カルテが採用できるようになる。EDP部門を持ち、すでに電子カルテを導入している大規模医療機関においてもコストの低減が図れる。このため全体として、医療費の適正化が可能になる。ひいては、保険機構や保険者の負担を軽減できる。</p>	<p>医療法人(等とついでにはいるが)に限定するため、他のアーカイブ対象と同じIT環境を使用できず、割高になる。これがひいては電子カルテの普及を阻害する要因となると考えられるため。</p>	<p>厚生労働省通知「診療録等の保存を行う場所について」(平成14年3月29日付け医政発第0329003号、保発第0329001)により、一定の条件を満たす場合には電子カルテの外部保存が認められる。ただし、医療法人等が適切に管理する場所で行う必要はないと、当該通知にある。</p>	厚生労働省 医政局、保健局	
5032	50320004		(社)電子情報技術産業協会	4	エレベータシャフト内への通信用配	<p>エレベータのシャフト内には、エレベータに必要な配管以外を設けることができない。このため、ビルリニューアル時にLAN等の通信用配管を設けるにあたり、コスト的には最も有利なエレベータシャフトを利用することができないという建築基準法(施行令)の制限を外し、現在のオフィスビルでは必須となった通信用配管設置にエレベータシャフトの利用を可能とする。</p>	<p>【予想効果】 都市圏を中心に大規模開発が一巡し、一世代前のビルに空室が目立ち始めている。これらのビルは、IT時代向けの設備が不十分であることもIT時代の企業から敬遠される理由のひとつである。ビルリニューアルにより、IT設備を充実させるにはLAN等の通信用配管設備を安価に行う必要がある。通信用配管をエレベータシャフトに設置できれば、これを実現でき、都市部の再建が容易にできるようになる。</p>	<p>古いビルのリニューアル時などに、低コストで垂直方向の通信用配管を設置できることは、ビルの価値を高め(ビルをIT化する)るのに効果の大きな事項であるため。</p>	<p>建築基準法施行令の129条2-5項に、以下の記載がある。 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。 また、同施行令の129条7項に、以下の記載がある。 四 昇降路内には、レールブラケットその他のエレベータの構造上昇降路内に設けることがやむをえないものを除き、突出物を設けないこと</p>	国土交通省 住宅局	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	50320005		(社)電子情報技術産業協会	5	配置技術者の工事現場への専任を要しない期間を認める工事種類の追加	<p>電気通信工事は、工場で機器製作・ソフトウェア製作を行う期間(工場製作のみが行われる期間)が契約工期の殆どを占めることが多いため、『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)③に、専任を要しない期間を認める工事の具体例の一つとして追加載きたい。</p> <p>【規制の現状】 『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)で専任主任技術者或いは監理技術者の専任を要さない期間を定義しているが、発注者の設計図書あるいは打ち合わせ議事録などで明確になっていることが必要とされている。</p>	なし	工場製作期間(機器製造期間、ソフトウェア製作期間)は、工場で他の同種工事に関わる機器製造が同時に、一元管理されて進められているため、『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)にある工場製作のみが行われている期間に合致すると思われるが、『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)の具体例が少なく、また手続き上明確になっていることが必要とされているため、発注者の意向で認められないことが多い。	国総建第318号『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)	国土交通省 総合政策局 建設業課	
5032	50320006		(社)電子情報技術産業協会	6	現場代理人の工事現場常駐期間の定義追加	<p>現場代理人の工事現場常駐を、現場稼働中とすることを、『公共工事標準請負契約約款』第10条2に追記いただきたい。(下記条文案の「」部)</p> <p>第10条2への追記案 現場代理人は、請負工事契約の履行に関し、「現場稼働期間中工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、………中略………この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。</p> <p>【規制の現状】 現場代理人の工事現場常駐期間については以下の条文で規定。</p> <p>『公共工事標準請負契約約款』第10条2 現場代理人は、請負工事契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、………中略………この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。</p>	なし	『公共工事標準請負契約約款』第10条2の条文に基づき、工事休止期間中でも工事現場への常駐を要求されることがあるため。 国総建第318号『監理技術者制度運用マニュアル』三でも、工事を休止している期間は技術者等の専任(現場常駐)を要しない期間として認めている。	公共工事標準契約約款第10条2 国総建第318号	国土交通省 総合政策局 建設業課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	50320007		(社)電子情報技術産業協会	7	建設業許可に必要な経營業務管理責任者要件の判断基準の確認と明示について	<p>いわゆる「執行役員」の審査の取扱については、昨年末の規制改革要望への回答書にて「平成16年度中に検討する」との回答を確認しているが、いわゆる「執行役員」の取扱いに関して、具体的な可否判断基準を明示頂きたい。</p> <p>社内規定、定款等一定の条件のもとで定められたいわゆる「執行役員」については、国総建発第356号に記述のある「法人の場合におけるその役員」に準じるものと理解してよいのか確認をしたい。又、国総建発第356号は上記の回答書にある「検討」の結果であるのかどうかについても確認をしたい。</p> <p>【規制の現状】 国総建発第356号により、2003年4月に改正された商法に対応して「経營業務管理責任者」の要件について、いわゆる「執行役員」の取扱が通達されたが、定義付が不明確である為、いわゆる「執行役員」が「経營業務管理責任者」の要件を満たすか否かの判断が難しい状況である。</p>	なし	<p>国総建発第356号により、2003年4月に改正された商法に対応して「経營業務管理責任者」の要件について、いわゆる「執行役員」が「経營業務管理責任者」の要件を満たすか否かの判断が難しい状況である。</p> <p>近年、経営効率化のため、いわゆる「執行役員」制度を採用している企業が増加している。企業におけるこのような経営効率化への動きに合せた制度等の見直しが必要であると考えられる。</p>	国総建発第356号(H16.3.31) 「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」	国土交通省 総合政策局 建設業課	
5032	50320008		(社)電子情報技術産業協会	8	許可基準の建設業技術者の配置に関する規制緩和	<p>許可基準の営業所の専任技術者の配置に関する要件について、営業所ごとの配置義務とするのではなく、建設業者としての配置義務とする。言い換えると営業しようとする工事業・営業所数に応じた技術者数を建設業者として置くこと(国内であれば活動拠点を問わない)を許可の基準とする。</p> <p>尚、許認可の建設業者であっても希望するものは、上記基準に従って許可替えができるものとする。</p> <p>【規制の現状】 建設業を営もうとする者が営業所を設けて営業しようとする場合、政令で定める軽微な建設工事を除き、その営業所ごとに、また、営業しようとする建設工事業ごとに、所定資格を持った専任技術者を当該営業所へ配置する事を、許可要件の一つとして規定している。</p>	なし	<p>1)建設業者の拠点間で、顧客の要求仕様などに関する情報伝達手段が貧弱であった時代はともかく、電子MailやFaxなどの情報伝達ツールが整備・一般化されている今日において、技術者が営業所に専任する意義は薄い。又、経済的に合理的でない。</p> <p>2)請負契約締結に際して、注文主からの技術者の工事現場の下見要求などについても、航空網や新幹線網などが発達・整備されて来ている事から当日又は翌日に対応可能であり、物理的な距離は支障とならなくなっている。</p>	「軽微な建設工事」:建設業法施行令第1条の2 「営業所」:「建設業法の一部を改正する法律の施行について」建設省計建発第46号 「工事業」:建設業法別表	国土交通省 総合政策局 建設業課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	50320009		(社)電子情報技術産業協会	9	連結親子会社間における「企業集団」の適用、運用に関する緩和について	<p>「企業集団」の適用、運用に関して以下のような緩和を要望する。</p> <p>①「企業集団」の構成会社は連結会社の「すべて」との規定を緩和し、任意の選択も可として頂きたい。</p> <p>②連結子会社の「経審非受審」の条件を見直し、「経審の受審状況不問」へ緩和をお願いしたい。</p> <p>③「企業集団」内での「下請負」を、「企業集団」内の施工分担として認めて頂きたい。</p> <p>【規制の現状】 親会社とその連結子会社の間における技術者の流動について「企業集団」の形成に条件に、流動を許可し出向社員でも「直接的かつ恒常的な雇用関係がある」として取り扱うことと規定されている。「企業集団」認定の要件は以下のとおりと規定されている。</p> <p>① 一の親会社とその連結子会社からなる企業集団 ② 親会社が建設業者であり有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者であること ③ 連結子会社が建設業者であること ④ 連結子会社のすべてが企業集団に含まれること ⑤ 親会社、その連結子会社のいずれか一方が経営事項審査を受けていないこと また、出向者派遣の当該工事に関して出向先会社は出向元会社へ下請負発注が認められない。</p>	なし	<p>昨年1月の創設以来、現制度の認定件数は2月12日現在で8件と聞いている(日刊建設工業新聞04年2月13日記事による)。この数値は現制度が日本の企業集団の現況に則せず、企業として利用が困難な状況を端的に示していると考ええる。建設業者が現制度を有効に活用するためには上記の要望による運用規定の変更が必要と考える。個々にする要望理由は以下の通りである。</p> <p>①に関して、官公庁、地方公共団体など当該発注機関に対する営業方針を共有する会社同士により「企業集団」を形成することが本来の姿であり、連結企業といえども方針等を共有しないケースでは「企業集団」に参加させない選択があるべきと考える。「企業集団」制度の下では、1の入れば「企業集団」を代表する1社が参加するという考えが必要と考えるが、これらの制御には親会社との方針の共有が不可欠と考える。例えば、100%子会社など親会社と営業方針を共有する会社のみ「企業集団」の構築など任意選択を認めると、現制度の趣旨を損なうものではないと考える。</p> <p>②に関して、本件の規制改革要望に関する貴省の回答は、1の入りに複数の親会社が参加することによる業界への悪影響のため許可できないという内容である。しかし、貴省では、これらの問題に対応するため、「資本・人的関係ある親会社などの同一工事入札参加を制限することを決め、各地方整備局に通知した」と一部新聞に報道されている(日本工業経済新聞04年4月2日など)。この報道内容の通りの規制が実施されれば本制度「企業集団」もその規制下となり、貴省回答の懸念は解決できるため、経審受審の有無を「企業集団」制度にてあらためて問う必要はないと考える。</p> <p>③に関して、現制度での従来「他社籍」と見られた「出向社員」技術者の配置を許可する根拠は、「企業集団」=「企業」という考えに基づくと考える。この考えに基づけば、「企業集団」内における下請負は一般にいう「下請負」ではなく、企業組織内における施工「分担」に等しい。この形態が工事の信頼性を損ねるものではないと考える。基本的に「企業集団」形成では、元請け会社が元請けとしての全責任を全うすることを前提としており、この見地からは「企業」による請負・施工と「企業集団」による請負・分担施工は、信頼性において何らかわらないと考える。</p>	建設業法第26条3項「親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱等について」(平成15年1月22日国総建第335号)	国土交通省 総合政策局 建設業課	
5032	50320010		(社)電子情報技術産業協会	10	電気通信工事業者における監理技術者要件の拡大	<p>営業所の(電気通信工事)の専任技術者「=監理技術者」の申請要件として、電気・電子技術士に加えて、既存資格の「電気通信主任技術者(1種)。(2種)。(線路)」、1級電気工事施工管理技士のいずれかに該当する事としてほしい。</p> <p>電気通信主任技術者は電気通信分野の最高位資格で、ネットワーク全体を管理する総合的資格である。また、1級電気工事施工管理技士は電気工事監理技術者の要件ではあるが試験内容は電気通信工業まで含めたものである。</p> <p>【規制の現状】 営業所の(電気通信工事)専任技術者の要件は、技術士試験のうち技術監理部門(電子・電気部門に限る)に合格した場合、又は学歴に応じた実務経験及び指導監督の実務経験を有する場合となっている。また、その指導監督の実務経験(注)を証明するためには、契約書の原本の提示が必要である。</p> <p>営業所の(電気通信工事)専任技術者の継続確保には大変苦慮している。</p> <p>(注)電気通信工事の発注者から直接請負、その請負金額が4千5百万円以上である工事に関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者とする。</p>	なし	<p>建設業法の規定に基づく試験資格が許可等の要件の対象となっている電気工業など技術者の育成が容易となっている業種もある中で、一部の事業に課せられた特別な規制となっている。電気通信工事業者にとって高度かつ専門的な電気・電力業の知識を必要とする資格を取得することは大変困難である。よって、電気通信工事に必要な資格者が不足し、IT革命推進に向けたインフラ整備の大きな障壁となっている(現実的には実務経験充足による資格取得をめざすこととなるが、発注工事の小規模化が続く中、限られた工事の実務経験者という要件のみでは有資格者の不足は避けられない状況である)。</p>	建設業法第15条の二、第26条第2項、第27条の一、建設業法施行令第27条の三、昭和63年6月6日、建設省告示第1317号	国土交通省 総合政策局 建設業課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	50320011		(社)電子情報技術産業協会	11	主任技術者・監理技術者の専任義務基準の確認	<p>建設業法において、主任技術者・監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため配置され、その規模が大きくなるとその建設工事に専任する必要があるとされている。しかしながらこの専任の基準は、現場工事の規模ではなく請負金額全体とされており、必ずしも現場工事規模が大きくなると専任の必要が生じる場合が想定される。</p> <p>今後貴省において、この主任技術者・監理技術者の専任基準を請負金額全体から現場工事金額(機器費、ソフトウェア費用を除く)に変更することを検討されるか否かについてご確認願いたい。</p> <p>【規制の現状】 公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるものについては、主任技術者又は監理技術者は工事現場ごとに、専任のものでなくてはならない。</p> <p>また、建設業法施行令の規定では、主任技術者又は監理技術者が専任となるのは請負った建設工事の請負金額が2,500万円以上の建設工事である。</p>	なし	電気通信工事においては、請負金額全体に占める工事部分の割合が低く、また、工事期間も機器製作期間に比して短期であるものが多い。そのため、工事現場における工事規模が比較的小規模にも拘わらず、技術者の専任を義務付けられる工事の対象範囲が過大となり、技術者の人件費等企業の生産性向上・効率的活用が阻害されているため。	建設業法第26条第3項 建設業法施行令第27条 建設業法第26条の三	国土交通省 総合政策局 建設業課	
5032	50320012		(社)電子情報技術産業協会	12	現場代理人の選任条件運用の見直しや書面文言削除等要望	<p>現場代理人の選任については、元請(以下「建設会社」または「下請会社の社員」)の者でも建設業法上、特に問題は無いと解釈している。</p> <p>しかし、実態として公共工事発注者が「現場代理人は元請と直接的かつ恒常的雇用関係にある社員である事」を監理/主任技術者と同等の選任条件としているのは、「請負人の任務を代行する現場代理人要件を監理(主任)技術者の要件と主旨を混同されていると思われる。したがって、</p> <p>『現場代理人の身分については、発注者の意向に委ねるものではあるが、基本的には「元請業者と直接的かつ恒常的雇用関係」を必要としない旨の見解を公にしていただくか</p> <p>・国土交通省や日本道路公団があえて当該雇用関係を求める理由について説明し、特にこれに該当しない場合は、その限りではないとするか</p> <p>・公開されている書面の内容改訂をするかなど現在の過剰な規制を緩和するための処置をお願いしたい。</p> <p>具体的な条件を規定している書面等の例は、次の通り。 ●国土交通省関東地方整備局 平成14年10月「適正化法の施行2年目を迎えて入札に参加する建設会社の皆さんへ」3、⑦「現場代理人」は、工事施工中は現場に常駐し、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものを配置して下さい。(以下略) ●日本道路公団「電気通信工事共通仕様書」 平成11年10月発行第1章第7節1.7.1「現場代理人等の設置 (1)契約書第10条第1項の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者(中略)は、乙に所属する者とする。</p> <p>【規制の現状】 現場代理人の所属について建設業法では規定されていないが、国土交通省地方整備局の適正化法に関する案内や日本道路公団の共通仕様書等において「元請会社に所属する者」と明記され、かつ恒常的雇用関係にある社員である事を求められる。また、地方公共団体等においても、発注者に対して元請会社外の現場代理人の確認を求めると、「元請と直接的かつ恒常的雇用関係にある社員である事」を求められる事例が増えている。</p>	なし	<ul style="list-style-type: none"> 現場代理人の機能は、契約の履行に関して、請負人の任務代行者として運営・取締りを行うもので、監理/主任技術者とは全く別個のもの(法解説書)。 国土交通省地方整備局の適正化法に関する案内や日本道路公団の共通仕様書等は、公共工事発注者のいわば「バイブル」である。発注者の範たる国土交通省や日本道路公団が率先して、現場代理人の身分について、厳格な書面にて公開している影響で、地方自治体他の発注者が、現場代理人の意義を十分理解せず、慣習的にこれに追随し、全体として規制の強化を誘発している。 工事実績情報システムCORINSIにおいても、現場代理人については、本人の所属会社を申請できるようVersion 4.0から改訂されている。 IT通信分野は専門分社化によって高度な設置工事を実現しており、「請負者が責任を持って選任した専門会社の現場代理人による現場指導」は適正なIT機能実現において、必須である。 	国土交通省関東地方整備局 平成14年10月「適正化法の施行2年目を迎えて入札に参加する建設会社の皆さんへ」3、⑦ 日本道路公団「電気通信工事共通仕様書」平成11年10月発行第1章第7節1.7.1「現場代理人等の設置 公共工事標準請負契約約款 第10条	国土交通省 総合政策局 建設業課 国土交通省 関東地方整備局 日本道路公団	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	50320013		(社)電子情報技術産業協会	13	電気通信工事を伴わない、あるいはその工事が微少な「IT設備関連案件」の適用除外について	<p>今日、「電気通信工事」として発注されるもの多くが、IT設備および配線、据付を主体とするいわゆる「IT設備関連案件」となっている。また、当該設備は、その基本部をコンピュータ機能によって構成しており、いわゆる「建設工事」を伴わない、あるいは工事部分が極めて微少な事例が多く見受けられる。</p> <p>「LAN(Local Area Network)設置」や「コンピュータ機能を有した機器設置調整」等、配線や据付・調整などが主体で、いわゆる「建設工事」と定義できる作業を伴わないかまたは軽微な場合においては、「電気通信工事」の適用外とする旨の関連通達および解説本等への記載を要望する。なお、当該分野は技術進歩が極めて速いため、適宜適切に事例等の記述の改版をお願いしたい。</p> <p>上記の例を含め、いわゆる「IT設備関連案件」は、ソフトウェアからシステム運用・保守サービス等まで一貫したシステム提供となる場合が多い。更に、その設置作業は、建築物への加工を伴わない機器調整等を含むデータ設定試験等が主体であり、いわゆる「建設工事」とはそぐわない内容である。</p> <p>【規制の現状】 建設業法第二条(定義)1項では、「建設工事」とは、「土木建築」に関する工事で別表の上欄に掲げるものをいうとある。当該別表には、「電気通信工事」の名称はあるものの、その定義、例示等については、関連通達や解説本等を参照する方法をとっている。このため、発注者は、当該通達等を参照して適切と思われる工事業種を設定しており、いわゆる「建設工事」にそぐわない案件が、「電気通信工事」の扱いを受けているケースが多く見受けられる。</p>	なし	<p>関連通達等に見られる工事内容や例示は、旧電電公社時代の名残やコンピュータが大型の箱物であった時に設定されたものと思われる。現在、IT時代を迎え、コンピュータそのものがオープン化、ダウンサイジング化、微細化され、その形状も、LSIや小型機器に組み込まれる等、多様化している。</p> <p>昭和60年に出された下記通達において、「電気通信工事」の内容として、情報制御設備工事にはコンピュータ等の情報処理設備の設置工事も含まれるとある影響で、上記の「IT設備関連案件」が、「電気通信工事」として適用される事例が数多く見受けられる。これは、ITに関する技術革新のスピードが、建築土木を基幹とした多くの他建設工事に比し特段に速く、そのトレンドを数年先すら予見する事が困難な状況からやむを得ないと思われる。しかしながら、ITの技術革新が急速に進展する中、建設業法第二条や関連通達、解説本の内容や例示にあてはまらない事例が存在するにも拘わらず、これらに対する具体的な対処方法が明示されていない為、「電気通信工事」適用の濫用を誘発している事は、本許可業種を適正に運用する上で課題と考える。更には、現状にて運用された場合には、経営事項審査における工事完成高申請において、適正を欠く恐れがあると思われる。</p> <p>また、IT技術の急速な進展に鑑み、定期的にIT設備・技術を吟味し、適宜、内容や例示に加える場合もしくは除外する場合を明確にしておく事も、本許可業種を適正に運用する上で不可欠であると考え。</p>	建設業法第一条、第二条 建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容 昭和47年3月8日建設省告示第350号 許可業種区分の内容の見直しに当たっての考え方について 昭和60年10月14日建設省経建発第170号 他解説本の代表例[建設業法解説、大成出版社]	国土交通省 総合政策局 建設業課	
5032	50320014		(社)電子情報技術産業協会	14	特別特定無線設備の範囲拡大について	<p>特別特定無線設備の範囲を拡大し現在市場に多く流通しているもので自己適合性確認制度を適用しても問題のない無線設備を特別特定無線設備とすべきである。特に無線LANについては市場での普及がすすみつつあり特別特定無線設備とすることは、今後の普及に効果が高い。</p> <p>【規制の現状】 通信機器の認証において現在、有線通信端末及び一部の無線端末(特別特定無線設備)については自己確認制度が適応されている。特別特定無線設備の範囲は、ごく限られた無線設備となっている。</p>	【予想効果】 無線機器の市場への投入のための試験期間、認証期間の短縮。また、これに伴う製品コストの削減が期待される。また、インターネットへの多彩なアクセス手段はブロードバンド社会をより活性化することが期待できる。	インターネットへのアクセス手段としての無線アクセス(無線LAN等)は市場での普及が進みつつある。特別特定無線設備とすることにより迅速に市場への投入を進めると共にコスト低減への効果が期待できる。	電波法の省令「特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則」の「特別特定無線設備の技術基準適合の自己確認(第39条～第42条)」で規定される自己確認制度の対象に無線LANが含まれていない。	総務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	50320015		(社)電子情報技術産業協会	15	2～30MHzの短波帯を利用する高速電力線搬送通信の商用化に向けた、関係法令の早期改正について	<p>現在、下記短波帯において漏洩電界低減の技術開発を目的に実証実験を行うことが可能になっているが、商用化可能な漏洩電界の基準値の早期明確化及び、これに基づき型式技術基準等、上記関係法令を速やかに改正していただきたい。(住宅内利用を優先し、早期に商用化可能にする措置を希望します。)</p> <p>【規制の現状】 現在、高速電力線搬送通信は、漏洩電界低減のための実験用設備のみ、個別申請により短波帯(2～30MHz)が利用できる状況にあるが、現行規制では、商用化できない。</p>	<p>【予想効果】 家庭内の高速ネットワークが既設の電力線で行えるため、ロードバンド環境が新規配線なしで構築できる。特に、高速インターネット、AV伝送等の対応機器及びこれらの付随サービスのビジネス創出が期待できる。(無線固有の課題である住宅内のネットワークが構築できるので、無線システムと同規模以上の市場が期待できる。)</p>	<p>・短波帯を利用する高速電力線通信は、欧米では、既に商用化が進んでおり、又、韓国においても本年、規制緩和が実施される。加えて、伝送速度も当初は10Mbps程度であったものが、最近では100Mbpsを越えるものも実現されている。 ・一方、我が国のe-Japan2004計画(案)においても「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」の中で「家庭内の電力線の高速通信への活用」が謳われているが、商用化への目標時期も明確でなく、諸外国に対して遅れている状況である。</p>	<p>・電波法施行規則 第44条への型式技術基準(現行、記載なし) ・無線設備規則 第59条、第60条ほか</p>	総務省 電波部 電波環境課	
5032	50320016		(社)電子情報技術産業協会	16	ウルトラワイドバンド(UWB)に対応した周波数利用(3.1GHz～10.6GHz)の規制緩和について	<p>3.1GHz～10.6GHz帯の放射電力密度をFCCと同等の-41.3dBm/MHzまで引き上げるように規制緩和を求めます。</p> <p>【規制の現状】 現在、上記周波数帯でUWB(500MHz以上または比帯域20%以上)を利用するには微弱電波として扱わなければならない。</p>	<p>【予想効果】 UWBはパーソナルコンピュータの周辺機器接続インターフェース(USB)や、AV機器接続インターフェース(IEEE1394)などを無線化することができ、かなりの情報端末に搭載される可能性が大きく、国内規格も国際規格とあわせることでグローバル規模で商品を製造、販売することができるため、日本企業の国際競争力を強めることができる。</p>	<p>3.1GHz～10.6GHzの周波数帯におけるUWBは米国FCCにおいて2002年2月にUWB用途に開放され、これに対応した無線規格がIEEE802無線委員会で議論されており、2005年末～2006年にはじめには商品化される動きである。欧州や韓国も規制緩和の議論が進んでおり、国際競争力を保つためには早期の規制緩和が必要である。</p>	<p>電波法施行規則第六条(法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局の定め) 一 当該無線局の無線設備から三メートルの距離において、その電界強度が、下に掲げる値以下であるもの 周波数帯:322MHzを超え10GHz以下 電界強度:毎メートル35マイクロボルト</p>	総務省 総合通信基盤局 移動通信課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	50320017		(社)電子情報技術産業協会	17	エスクローなど新金融サービスの拡大に向けた出資法ガイドラインの緩和	<p>不特定多数の定義を明確化するよう、出資法に関するガイドラインを見直していただきたい。</p> <p>【規制の現状】 金融機関以外のものが、エスクローなどのサービスを行う場合、下記出資法の規定が障害となっている。不特定多数の定義があいまいで、明確な規制というよりは裁量行政化していることの弊害。</p>	<p>【予想効果】 エスクローサービスなど金融サービス自体の拡大、これを利用することによって(特に中小)企業が事業機会をふやし、産業振興を図ることが可能になる。また、大企業についても、そのグループ間の金融(グループ金融)が容易に低コストでできることで、企業体力を向上させることができる。</p>	<p>不特定多数の定義が明示されていないため、積極的な事業展開をするには、摘発されるのではないかとこの恐れを払拭する必要があるため。</p>	<p>出資法第2条に、特別の許可を得たもの(一般に金融機関)以外は不特定多数のものから預り金を業としてはできない、と示されている。</p>	金融庁	
5032	50320018		(社)電子情報技術産業協会	18	車高規制の緩和	<p>道路の構造や交通の安全に影響を与えない通行可能な道路については簡易の手続きで継続的に4.1m以下の車両が通行できるようにして欲しい。</p> <p>【規制の現状】 道路を走行する車両の高さ制限は、車両制限令により3.8mとされており、特殊貨物等やむを得ない場合には、特殊車両通行許可を得ることにより制限が緩和される。一方でISO規格国際海上背高コンテナの場合、ルート・車両の申請/許可を得て継続的に最大4.1mまでの通行が認められている。</p>	<p>【予想効果】 荷主として運賃面でメリットが享受できると共に、モーダルシフト推進にもつながると思われる。</p>	<p>鉄道によるモーダルシフトを推進する上で、現在JRおよび通運業者と鉄道用コンテナを開発検討中であるが、積載効率を考えコンテナ高さが従来のJRコンテナ(高さ2500mm)より若干高め(2773mm)のものを考えている。鉄道ルートは既に背高コンテナ(2896mm)輸送可能ルートになっており問題ないが、既存の高さ制限の中でターミナルからの陸送に専用の低床台車が必要になっている。高さ制限が緩和されれば既存の台車が利用でき、新たな投資が避けられる。</p>	<p>車両制限令第3条</p>	国土交通省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	50320019		(社)電子情報技術産業協会	19	課税価格の決定根拠	CIFではなくFOBに対する関税の賦課への変更を要望する。 【規制の現状】 関税をCIF(物品価格+保険料+運賃)に対して課している。	【予想効果】 輸入申告事務手続きが大幅に簡素化され、スムーズな輸入業務が可能となる。 課税根拠をFOBに統一することで、課税の国際的な公平性、透明性が生まれる。	本来、税金がかかるのは物品そのものの価格であると考え。従ってCIFではなくFOBに対する関税の賦課への変更を要望する。なお、現在、米国においては、FOBを採用している。	関稅定率法第4条	財務省	
5032	50320020		(社)電子情報技術産業協会	20	簡易申告制度適用条件のさらなる緩和	適用貨物の制約撤廃(年間6件の輸入実績の廃止等) 【規制の現状】 適用貨物に制約がある。	【予想効果】 取り扱うすべての貨物に本制度が適用可能となれば、管理が容易になる。 また、すべての貨物が同一タイミングでの許可となる道が開け、貨物の搬出準備も容易となり、標準的な納期の設定が可能となる。 (通常申告貨物とは別の担保設定が不要になる。 通常申告貨物と、簡易申告制度適用貨物とで管理・運用を分ける必要がなくなる等)	適用可能な貨物と、適用不可の貨物が混載されている場合、申告形態が変わり運用、管理が煩瑣になる。	関稅法第7条の2	財務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	50320021		(社)電子情報技術産業協会	21	免税手続きの簡素化	<p>貨物の原産地が日本であることを、事前に証明することで、再輸入申告を認めていただきたい。</p> <p>【規制の現状】 通い箱の再輸入申告において、同一性の確認を輸出申告実績との照合で証明することを求められる。</p>	<p>【予想効果】 反復使用される通い箱の運用が促進され、環境保護に貢献できる。 日本産品への課税が防げる。</p>	<p>原産地が日本であることが明確である貨物への課税は、課税の主旨に反すると考える。</p>	<p>関税定率法第14条10項、11項(無条件免税)</p>	財務省	
5033	50330001		滋賀県 米原町	1	人権擁護委員の推薦に係る国籍条項の撤廃	<p>●法令等による規制を撤廃する要望 人権擁護委員推薦にあたり、外国人であっても、人格意識が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解ある者であれば、地域の実情に応じて人権擁護委員として推薦できるよう所要の措置をお願いしたい。</p>	—	<p>日本に来て住む外国人が増え、生活・文化が多様化、多国籍化する中で、従来よりある在日児童に対するいじめや大学入試差別に加えて、マイノリティ差別や外国人入店拒否等多数の問題が顕在化してきている。ここで、日本人の外国人に対する差別意識や言葉、文化の違いが大きな壁となって、生活や人権について悩み事を相談できずに苦しんでいる外国人も多いと思われる。人権擁護委員の中に外国人が含まれていれば問題を抱える外国人も相談しやすくなるので、人権擁護委員の推薦に係る国籍条項の撤廃をお願いしたい。</p>	<p>人権擁護委員法第6条第3項</p>	法務省	<p>添付資料 擁護委員制度 改革について</p> <p>・人権</p>

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)	
5033	50330002		滋賀県 米原町	2	民生委員の推薦に係る国籍条項の撤廃	<p>●法令等による規制を撤廃する要望 民生委員推薦にあたり、外国人であっても、人格意識が高く、広く社会の事情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある者であれば、地域の実情に応じて民生委員として推薦できるよう所要の措置をお願いしたい。</p>	—	日本に来て住む外国人が増え、生活・文化が多様化、多国籍化する中で、従来よりある在日児童に対するいじめや大入試差別に加えて、マイノリティ差別や外国人入店拒否等多数の問題が顕在化してきている。ここで、日本人の外国人に対する差別意識や言葉、文化の違いが大きな壁となって、生活や人権について悩み事を相談できずに苦しんでいる外国人も多いと思われる。民生委員の中に外国人が含まれていれば問題を抱える外国人も相談しやすくなるので、民生委員の推薦に係る国籍条項の撤廃をお願いしたい。	民生委員法 第1項	第6	厚生労働省	
5034	50340001		(社)日本損害保険協会	1	保険会社による証券仲介業者への事務支援等	<p>①保険会社の子会社「証券仲介専門会社」による証券仲介業者支援業務を認めていただきたい(金融関連業務に、保険会社と代理店委託関係のある証券仲介業者の事務支援業務も追加していただきたい) ②保険会社本体による証券仲介業者の事務支援業務を認めていただきたい(証券仲介業者及び証券会社からの業務・事務の代理・代行を認めていただきたい) ③今般の証券取引法の改正により保険会社にも解禁されることとなった証券仲介業について、当該改正法施行までに「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を営む保険会社の子会社等の兼営可能業務として認めていただきたい。</p>	<p>【実施内容】 ・保険会社子会社あるいは本体による証券仲介業を営む損保代理店の事務サポート ・「業務の代理又は事務の代行」子会社等による証券仲介業の兼営 【効果】 ・証券仲介業者の普及促進 ・会社経営の効率化</p>	<p>・04年4月から証券仲介業者制度が創設され、一般事業会社は本体で、金融機関は子会社形態で、証券仲介業を営むことが可能となった。損保会社は子会社を設営して自ら証券仲介業を営むことができるが、本業で一般事業会社である代理店を通じて保険商品販売を行っているため、損保代理店が証券仲介業者を営む場合の相談・支援を行うことが期待される。しかしながら、損保会社の子会社は兼営できる業務範囲に限られており、兼営可能な金融関連業務の範囲に証券仲介業者の事務支援業務が含まれていない。 ・子会社形態ではなく本体で証券仲介業者への相談・支援を行うことも考えられる。04年12月から損保会社は登録金融機関として証券仲介業を営むことが可能となるため、損保会社本体で損保代理店への相談・支援を行う方が効率的とも考えられる。しかしながら、損保会社は他業禁止の規定により当該業務は実施できない。 ・159回国会において「証券取引法等の一部を改正する法律」が成立し、本年12月より保険会社本体での証券仲介業が解禁されることとなったが、既に保険会社が有する「業務の代理又は事務の代行」子会社等が当該業務を兼営することによって子会社等を小規模な単位に分けることなく顧客利便の向上及び保険会社経営の効率化を図ることが出来る。</p>	保険業法第98条①、100条、106条、同施行規則第51条、56条②、56条の2②、③		金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	50340002		(社)日本損害保険協会	2	一定の条件を満たすグループ会社間での「保険会社の業務の代理、事務の代行」を追加する場合の届出制への移行	<p>(要望)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定の条件を満たすグループ会社(親子会社、持株会社の傘下の保険会社を含む。以下「グループ会社」という。)間であれば、一定の範囲(グループ(持株会社を含む)内の会社間において既に認められている業務・事務の範囲)を定めた上で、業務の代理・事務の代行を、認可制から届出制とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社の経営資源の有効活用および顧客利便性の向上に向けて、積極的かつタイムリーな代理・代行の活用がはかれる。また認可申請する保険会社の事務ロードの軽減がはかれる。 	<p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> グループ会社間においては、資本政策および各社間のリスク管理等を持株会社において一元管理しているケースが多い。また、生保・損保の兼営が禁止されている現状において、経営資源の有効活用・顧客に対するトータルな保障の提供等を行うためには、代理・代行を活用することが有効な手段であるが、認可折衝から認可申請・認可取得まで時間を要することが多い。(認可申請から認可取得まで、当局の審査期間は、保険業法施行規則246条により60日と定められている。) 代理・代行を認可制から届出制に移行することにより、保険会社において、積極的な制度活用がはかれるとともに、実施の体制が整い次第、ビジネスチャンスを逸することなく即応することができる。 グループ(持株会社を含む)内の会社間において既に認められている業務・事務の範囲で、新たにグループに加わった会社または新規に立ち上げた会社も含めたグループ内の会社間での代理・代行を行う場合に限り、認可制から届出制にすることになれば、当局の適切なチェックも維持することが可能である。 <p>(現状)</p> <p>現在、保険会社が他の保険会社(外国保険業者を含む)その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行(内閣府令で定めるものに限る。)を行う場合は、その内容を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。(保険業法98条第1項第1号および同第2項)</p>	<p>保険業法第98条第2項、同法施行規則第51条の2</p>	<p>金融庁総務企画局信用課 保険企画室 金融庁監督局 保険課</p>	
5034	50340003		(社)日本損害保険協会	3	金融機関による「証券仲介業」での取扱い商品の拡大	<p>金融機関における「証券仲介業」での取扱い有価証券に外国国債、社債、株券に加え、投資信託を追加していただきたい。</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険会社本体が投資信託を含めた有価証券の証券仲介業務を行う <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客の利便性向上 事業の効率化 	<p>保険会社は投資信託の販売会社として契約締結権を有するが、一方で、証券仲介業としては投資信託の取扱は認められていない。特定証券業務(証取法65②二)を行っていない保険会社が証券仲介業として投資信託の仲介業務を行えない理由はないものと考える。</p>	<p>保険業法第99条、証券取引法65条②</p>	<p>金融庁</p>	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	50340004		(社)日本損害保険協会	4	主要株主規制の整理・緩和	<p>①保険会社等の業法の規制を受ける会社が、他の保険会社等の主要株主である場合、自らの定款等の変更を行ったときには、自ら、業法の規定に基づき必要な届出を行うほか、別途、他の保険会社等の主要株主としても届け出が求められている。同一の所管官庁に対して、同一の法律のもと、同一内容に関して複数の届出を、違反の場合には行政罰を課してまで求めることは過剰であり、既に主要株主規制以外で届出を行っている場合には、主要株主規制のもとでの届出を免除してほしい。</p> <p>②主要株主規制は、銀行法、保険業法、証券取引法に見られるが、うち、証券取引法は、主要株主と特別の関係のある者についても「みなし主要株主」とし、規制の対象は他の2法と比べても幅広く、似て非なるものとなっている。例えば、銀行や保険会社がグループ内の傘下に証券会社があると、グループ内の各社も証券取引法上の「みなし主要株主」として規制の対象となってしまう(投信法、投資顧問業法も、証取法と同様)。主要株主規制の趣旨は、主要株主の適格性にあるので、銀行、保険会社等、既に業法上監督当局の規制を受ける業種については、証券取引法上の主要株主規制の対象外とするか、規制の対象を親会社である銀行、保険会社本体のみとしてほしい。</p>	左記①・②とも、事業者及び行政双方の手續に係る管理コストの削減が図れる。	2002年4月の銀行法等の改正により主要株主規制が順次導入されたが、既存の規制との関係が未整理のまま、届出対象が拡大されてきているため。	①について、保険業法127条1項、同法271条の32_1項、同法332条1項34号 ②について、証取法28条の4_2項、同法33条の2_ほか	金融庁	
5034	50340005		(社)日本損害保険協会	5	損保代理店登録時に必要な「役員氏名・住所一覧」からの住所の削除	損保代理店登録時に必要な「役員氏名・住所一覧」について、住所を不要とし、代わって生年月日を必要とするように改定いただきたい。	登録事務の均質化により、ロードの軽減や不備の減少が期待できる。	損保代理店登録時に、法人代理店の役員氏名、住所を取り付けているが、店主以外の代表者については、氏名と生年月日を提出しており、住所は提出していない。また、役員・使用人届においても、住所に代わり、生年月日を届出している。不整合である。	保険業法第277条第2項第2号	金融庁監督局 保険課、総務企画局信用課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	50340006		(社)日本損害保険協会	6	損保代理店登録・届出手続電子化実施後の個人代理店死亡および法人代理店組織変更における代理店登録特例の設定	損保代理店登録・届出手続の電子化実施後においても、個人代理店死亡および法人代理店組織変更における登録空白期間解消・短縮のための特例取扱いを設定いただきたい。	個人代理店死亡および法人代理店組織変更の場合には、通常の登録申請手続・スケジュールとは別の特例を実施する。具体的には、事由発生時の財務局への連絡・確認を前提として、随時申請受理・早期登録実施を行う。	昨年の規制改革要望によって、個人代理店死亡および法人代理店組織変更において、代理店業務の空白期間が極力短くなるよう登録制度の運用の見直し(具体的には財務局が個別相談に応ずる取扱い)が実現した。しかしながら、登録手続の電子化後、登録事務が所定のスケジュールに従って機械的に処理される場合、財務局への個別相談等の機会が失われる可能性がある。	保険業法第276条、第277条、第278条	金融庁監督局 保険課 金融庁総務企画局信用課	
5034	50340007		(社)日本損害保険協会	7	損保代理店の募集従事者届出の簡素化	損保代理店の募集従事者の届出において、以下のような事項をご検討いただきたい。 ①都度届出方式を改め、代理店における台帳管理方式とする。 ②または、一定の要件を満たす代理店の場合(すでに複数の使用人を有する、店主・代表者が専任監督等に関する誓約書・念書等を差し入れるなど)、一定期間内の事後届出を認めていただきたい。たとえば、「募集に従事する使用人となったときの翌月末」に包括して届け出、のような形が考えられる。 ③上記、いずれも対応不可能の場合、代理店代表者が退任し、引き続き使用人として募集に従事する場合に限り、事後的な使用人の届出を可としたい。	損害保険募集従事者届出手続の簡素化および迅速な募集開始の実現。	(理由) 手続簡素化および迅速な募集開始を実現する。また、代理店の主体的管理による法令遵守の徹底を図る。 ②については、資格・経験のある者を新たに募集に従事する使用人とする場合であっても、採用・転入後、待機期間が生じてしまう。新規に教育を受ける者の場合も、募集に従事するための講習、資格試験等を修了してから届出を行うため、手続期間中が待機期間となる。使用人に関する専任監督は使用者である代理店主または法人が負担しており、当該店主・法人を保険会社は指導監督していることから、一律に使用人の事前届出を求めなければならない決定的な必要性はない。 ③については、退任する代表者は、従前、募集従事者として審査・登録されていることから、使用人となる場合に事前の届出・再審査は不要と考える。 (現状) 損保代理店が保険募集を行うにあたっては、登録のほか募集従事者の届出を行うこととなっている。(保険業法302条)	保険業法第302条、同法施行規則第236条、ガイドライン3-2、ガイドライン4-1-12	金融庁監督局 保険課 金融庁総務企画局信用課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	50340008		(社)日本損害保険協会	8	損保代理店が登録を行うべき「その他業務」の簡素化	損保代理店が損害保険代理業以外の業務を行う場合には、その業務の種類を登録申請書に記載して内閣総理大臣に提出することとなっているが、その業務については「主たる業務」の記載をもって足りるものとしていただきたい	業務変更の都度提出する「登録事項変更届」事務の効率化	損保代理店は保険商品を広く国民に普及させるため、個人・法人を含め、一般事業者がその役割をになっており、該当する「他の業務」は幾種類にも及ぶ。これを登録・変更の都度、届出を行うことは事務手続き上煩瑣であり、現行の行政上の事務ガイドラインにおいても「その主要な業務の記載をもって足りる」ものとして運用されている。しかしながら損保代理店の場合、「生命保険募集人の登録を受けている場合はその旨も記載する」ものとされており、生命保険募集人に比して過剰な規制が図られており、生命保険募集業を開始・廃止した場合には必ず届出が必要となっている。	保険業法第277条第1項第4号、事務ガイドライン3-2(1)④口別紙1	金融庁監督局 保険課、総務企画局信用課	
5034	50340009		(社)日本損害保険協会	9	金融業を行う者の資金の貸付の代理または資金の貸付に係る事務の代行の認可の撤廃	(要望) 資金の貸付の代理または資金の貸付に係る事務の代行については認可不要とする。	取引を機動的に行うことが可能となり、収益性向上に資する。	(理由) ・広く「金融業」を行う者の代理代行を行うことにつき認可制とする意義がない。 ・同一業務にもかかわらず、銀行法上は認可が必要とされておらず、均衡を欠く。 ・認可手続に時間と手間を要すると、取引の成立に支障を来し、収益機会を逸する懸念がある。 (協調融資については、包括認可となっており、既に認可を取得しているため個別認可は不要となっているが、今後、個別の融資の代理代行や融資のアレンジャー業務等を行うケースも想定され、その場合は機動性が失われることになる)。 (現状) 協調融資の幹事業務や個別の融資の代理代行、また融資のアレンジャー業務等を行う場合には、業務の代理、事務の代行として金融庁の認可が必要とされている。	保険業法第98条第1項第1号、同法施行規則第51条第3号	金融庁総務企画局信用課 保険企画室 金融庁監督局 保険課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	50340010		(社)日本損害保険協会	10	保険会社の業務の代理代行範囲の拡大	<p>保険会社は、「他の保険会社(外国保険業者を含む。)の保険業に係る業務の代理または事務の代行」を行うことができる。諸外国の船主責任相互保険を扱う組合は保険業法上、外国保険業者に該当するため、保険会社はその業務等の代理代行を行うことができる一方、我が国の船主責任相互保険組合(JPI)は、保険業法上、「保険会社」にも「外国保険業者」にも該当せず、保険会社はその業務等の代理代行ができない。保険会社が業務の代理又は事務の代行が受託できる相手方にJPIを加える。</p>	<p>1. 船舶保険を営業する多くの損保がJPIとの提携により「ワンストップ・ショッピング」を提供できることから、販売ルートにおける契約者の選択肢が広がる。同時に損保間の募集競争を通じて「船舶保険」間および「PI保険」間の商品競争も促進される。</p> <p>2. JPIにとっては募集方法の選択肢が広がり、コスト追求を通して相互保険組合の使命が達成できる。一方、損保側は現有経営資源の有効活用が図れる。このコスト削減・経営資源の有効活用は保険料、商品内容を通じて将来契約者に還元される。</p>	<p>JPIも保険会社と同一視されるべきであり、かつ、諸外国の船主責任相互保険組合から保険会社が業務の代理又は事務の代行が行えることとのイコールフットINGの観点からも、JPIからの業務の代理又は事務の代行を可能とすべきである。</p>	<p>保険業法第98条第1項第1号</p>	<p>金融庁総務企画局信用課、監督局保険課</p>	
5034	50340011		(社)日本損害保険協会	11	保険議決権大量保有者の「変更報告書」提出事由の簡素化	<p>「変更報告書」の届出事由から、i) 保険会社が自社株を購入した場合や、ii) 代表者氏名を変更した場合を外すなど、保険会社を監督するうえで特に影響を及ぼさない項目を検討したうえで、所要の簡素化を図っていただきたい。</p>	<p>変更の都度提出する「変更報告書」届出事務の効率化</p>	<p>・保険会社の総議決権の5%超の議決権を保有する者は、①議決権保有割合 ②商号・住所等 ③資本金額・代表者氏名(法人である場合のみ)について変更が生じた場合には、「変更報告書」を提出しなければならない。</p> <p>・しかし、i) 議決権保有割合については、例えば保険会社が自社株を購入した場合変更が生じるが、これを保険議決権大量保有者が常時把握しておくことはその変更管理が煩瑣であり、保険会社の行為により生じた議決権保有割合の変更事由にまで、保険議決権大量保有者に届出義務を課すことは過剰な規制と考える。また、ii) 代表者氏名の変更について言えば、行政は届出時点(5%を超えた時点)の主要株主の実在性を確認できればよいものと思われ、変更の都度、届出を行う意義は少ないものと考えられる。</p> <p>・なお、証券取引法の「株券等の大量保有の状況に関する開示(5%ルール)」では、変更報告書の提出は「保有株券等の総数の増加又は減少を伴わない場合を除く」とあり、株券の発行者である会社の行為により生じた議決権保有割合の変更事由にまで届出義務は課されていない。同様に、代表者氏名の変更についても、「大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合」のみ変更報告書を提出すべきとされているため、届出事由とされていない。</p>	<p>保険業法271の3①、同法271の4①、証券法27の25</p>	<p>金融庁総務企画局信用課、監督局保険課</p>	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	50340012		(社)日本損害保険協会	12	保険会社が外国で営業免許を申請する際の必要書類発行手続きの明確化	<p>保険会社が外国で営業する場合に必要な金融庁による証明書類発行手続きを明確化していただきたい。具体的には①証明書類発行に係る窓口の明確化 ②書類の発行を申請する際に必要となる関係書類・資料の明確化 ③申請から発行迄に要する期間の明確化 を求める。</p>	<p>必要書類の入手手続きが明確化すれば、外国に支店を設置する場合等の事業計画のスケジュールが予測しやすくなり事業運営が効率化する。</p>	<p>保険会社が外国で営業する場合、現地の保険監督当局は進出保険会社の財務の健全性を確認するために母国の監督当局による証明書類の提出を求めるのが通常。日本の保険会社が外国で保険事業免許を申請する場合は金融庁の証明書類が必要だが、現在こうした書類の発行に係るルールが定められていないため、必要な時期に書類を準備することができず、外国における保険事業の展開に支障を来している。</p>	保険業法	金融庁	
5034	50340013		(社)日本損害保険協会	13	積立勘定における株式の代物弁済	<p>保険会社は、金融庁長官の承認により金銭を他の勘定に振り替える場合を除き、財産の勘定間振り替えを行うことが出来ない。株式保有が出来ない積立勘定に区分されている貸付金については、以下のようなやむを得ない場合に限り、当該貸付金を事前に一般勘定に振り替えることで、株式の代物弁済が行えるようにしていただきたい。 ①DES(債務の株式化)の適用により株式を受け入れる場合 ②株式を担保取得している場合 なお、財産(貸付金)による勘定間振り替えを行う代わりに、いったん株式を一般勘定で受け入れて、即時に当該積立勘定に金銭を振り替えることでも構わない。</p>	<p>DES(債務の株式化)等を用いた再建計画の応諾が可能となり、債務者である経営不振企業の再生が期待出来る。また、株式を担保取得している場合で代物弁済を受けざるを得ない場合の対応が可能となる。</p>	<p>積立勘定による株式の受け入れが出来ないため、経営不振企業のDES(債務の株式化)を用いた再建計画に対し、損保会社のみ応諾出来ないおそれがあるため。</p>	保険業法施行規則第26条、第63条	金融庁総務企画局信用課、監督局保険課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	50340014		(社)日本損害保険協会	14	保険会社による資産別運用比率規制(いわゆる3-3-2規制)の撤廃	(要望) 保険会社の資産別運用比率規制を撤廃し、監督上のオフサイトモニタリングで代替する。	・資産運用の自由度が向上することにより、資産運用パフォーマンスの向上が期待される。 ・当局への報告等の事務が軽減される。	(理由) 現行規制は取得原価での総資産対比の規制であり、実質的には意義が薄れている。また、監督上はオフサイト・モニタリングが導入・強化されており、総合的なリスク管理により、同規制の代替が図られていることから、撤廃しても問題ないと考えられる。 なお、IAISの基本原則では資産別規制が望ましいとされているが、より実効性の高いオフサイト・モニタリングという制度によって同原則の趣旨は満たされていると考えられ、同原則の存在を根拠に現行規制を存続させる理由はないと考える。 (現状) 保険業法においては、保険会社は資産(株式・外貨建資産・不動産等)毎に総資産等に対する保有比率が定められている。	・保険業法第97条の2第1項、同法施行規則第48条	金融庁総務企画局信用課 保険企画室 金融庁監督局 保険課	
5034	50340015		(社)日本損害保険協会	15	保険業法上の公告事項に関する公告手段の多様化(電子公告の導入)	株式会社、有限会社の公告事項の公告手段として、電子公告制度を導入する商法改正が予定されているが、保険業法上特に日刊新聞紙への公告が必要とされている事項(組織変更、契約移転、合併など)についても、同様に電子公告を認めていただきたい。	企業再編等に伴う公告コストの削減につながる。	商法改正により電子公告が日刊新聞紙への公告と同等の公告手段として位置づけられる見込みである。これに伴い、保険業法上、保険契約者保護等の観点から特に官報でなく日刊新聞紙によることとされている事項についても、電子公告を認めるべきである。	保険業法	金融庁総務企画局信用課 保険企画室 金融庁監督局 保険課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	50340016		(社)日本損害保険協会	16	保険契約者保護機構の決算公告の簡略化	保険契約者保護機構の決算公告は、官報または日刊新聞紙何れかへの掲載、または電磁的方法による掲示とし、掲載内容は貸借対照表及び損益計算書又はその要旨とする。	日刊新聞紙への公告費用が削減され、保険契約者保護機構の経費軽減につながる。	保険契約者保護機構の公告範囲・公告方法は、保険会社と同等の条件を満たしているべきではあるが、保険会社の決算公告が要望内容同様の規定となっているため、保険契約者保護機構に対してはより厳しい要件が求められることとなっている。	保険業法第265条の39、第270条の6第2項第1号、第274条	金融庁総務企画局信用課 保険企画室 金融庁監督局 保険課	
5034	50340017		(社)日本損害保険協会	17	生保募集人登録事務の簡素化	(要望) 出先事務所登録の完全削除	代理店・保険会社での二重管理ロードの削減。	(理由) 法人募集代理店については法人単位で代理店登録を行っており、出先事務所登録についても代理店内で管理を行うべきものであり取ってそれ以上の管理の必要性がない。 (現状) 事務ガイドラインにて母店外の事務所登録が必要である。(昨年の事務ガイドラインの改正により、法人代理店の出先事務所については「一事務所登録方式」が採用できるようになり、結果的に募集人の所属事務所を本店(あるいは母店)として読みかえることが出来るようになったが、そもそもの「事務所の名称、所在地」については従来と変わらず管理が必要である。)	保険業法第277条第1項、事務ガイドライン2-3別紙1	金融庁監督局 保険課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	50340018		(社)日本損害保険協会	18	保険会社本体による介護・福祉業務の遂行	現在、民間の損保会社では介護分野でのサービス提供業務が認められていないが、損保会社本体でのケアプラン作成業務等介護・福祉関連業務を損保会社本体で行うことを認めていただきたい。	社会的ニーズの高い介護分野において、保険商品・給付の延長線上でサービスの提供を行うことはお客様・保険会社双方に効果・効率的であり、さらに保険会社のこれまでのノウハウを活かしたサービスの提供により、お客様の満足度を高めることができる。	損保会社は従前から介護費用保険等の保険商品の販売を行っており、当該保険給付事業が発生した際に損保本体でケアプラン作成業務ができれば、お客様の当該保険給付金を含めた経済状態を把握した上でプランを作成できる。あるいは多様な損保ネットワークを活用したプラン作成が提供できる等、お客様、保険会社ともに得られるメリットが大きい。また、65歳以上で交通事故で要介護状態になった場合は公的介護保険の給付対象となり、この点では自動車保険等の役割と関連性があると言える。このように、損保会社にとって介護分野は商品面・給付面において親近性が高く、損保会社本体でのケアプラン作成業務等介護・福祉関連業務を認めることは極めて意義のあることである。(公的介護にはサービス提供機能があるのに対し、民間の介護費用保険等にはサービス提供機能がないのは顧客満足度に欠ける部分がある)また、公的介護の分野においても、民間の介護サービス提供事業者が広く参入することは、質を確保し利用者の満足度を高めるためにも有用ではないかと考える。保険会社は確定拠出型年金運営管理業務なども確定拠出年金法上認められており、今後、ソーシャルセキュリティー機能をもった分野で保険会社の担う役割は大きいと考えられる。	保険業法第98条、第99条	金融庁総務企画局信用課、厚生労働省	
5034	50340019		(社)日本損害保険協会	19	会員・組合員等の共済利用要件の厳格化	各種法令で認められている共済事業について、会員となる資格要件等を引き上げるなど、共済としての特定性に基つき対象範囲を限定して頂きたい。具体的には①員外利用の禁止 ②員外利用を直ちに廃止できない場合は員外利用比率管理に係る監督を強化 ③「准組合員」制度の廃止、④「准組合員」制度が廃止できない場合は、「准組合員」の基準厳格化 ⑤検査の一元化を求める。	認可共済と民間保険会社の保険との間で、それぞれに適用される規制を特性に応じたものに揃える効果があるとともに、無認可共済への牽制効果が期待できる。	特定の集団を対象にする共済事業においては、その特定性が明確でなければならないことはもとより、員外利用や「准組合員」制度を認める合理的な理由はなく、禁止(または段階的に縮小)すべき。	農業協同組合法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法、中小企業協同組合法、農業災害補償法、森林組合法	農水省、厚生省、総務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	50340020		(社)日本損害保険協会	20	グループ内企業再編における合併契約書の備え付け開始を株主総会の2週間前から1週間前に短縮	商法232条では、譲渡制限付株式会社においては定款の定めを以て、株主総会の招集通知を1週間前までに短縮できるとある。しかし、合併の場合は、合併契約書他備付書類を2週間前から備え付けなければならない。グループ内企業再編は、過半以上の議決権を有する株主間の意向により決定するのが実状であり、合併スケジュールの短縮を考えた場合、合併契約書備付開始についても株主総会招集通知の発注時の規定にあわせ、1週間前からとすることを要望する。	子会社の再編の法的スケジュールが1週間短縮される。	グループ内企業再編の手続きの迅速化に寄与する。	商法232条 商法408条の2	法務省	
5034	50340021		(社)日本損害保険協会	21	プロジェクトファイナンスにおける将来債権譲渡担保に関する法手当	PFI等プロジェクトファイナンスにおける将来債権の譲渡担保については、現状最判平11・1・29に依拠して行われているが、法的安定性に欠ける。法的安定性を得るためには、PFI及び資産流動化に限定したプロジェクトファイナンスを対象とした将来債権譲渡の有効性およびその要件にかかる法手当が望まれる。なお、本手当および「債権譲渡特例法」の改正(債務者不特定の将来債権譲渡を可能とする)が行われる場合には、プロジェクトファイナンスによるPFI、資産流動化等の事業に関わる保険金請求権が対象債権に含まれることを明記するよう要望する。	左記法手当が行われることにより、プロジェクトファイナンス等への資金の安定的供給が促進され、PFI等の推進が図られる。	現状では、PFI等におけるプロジェクトファイナンスにおける将来債権の譲渡担保の法的安定性は十分ではないが、本手当を行い、法的安定性を確立させることは、PFI等の推進に資するため。	民466、467、363等 債権譲渡特例法5条1項 6号	法務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	50340022		(社)日本損害保険協会	22	自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象拡大	<p>現在、政府の「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき平成17中のシステム稼働に向けて、自動車保有関係手続のワンストップサービスの推進に係る検討および試験運用が進められているが、下記についても実現をしていただきたい。</p> <p>①現在、地方自治体への届出制となっている原付などの車両についてもワンストップサービスの対象に加える等、窓口、システムを一本化していただきたい。</p> <p>②「規制改革・民間開放推進3か年計画」Ⅲ分野別措置事項1IT関係エ⑩bにおいて、自賠責の解約時における当該車両の状況(滅失・解体など)確認についても、保険会社がネットワーク上で確認出来ることとした上で、当該確認をもって必要書類(登録事項等証明書や抹消登録証明書)の取付に代えることを可能とするよう要望する。</p>	<p>・ワンストップサービスによるユーザーのメリットを原付車両にも拡大。</p> <p>・自賠責解約時に当該車両の状況(滅失・解体など)は陸運局の管理情報をネットワークで参照することで添付不要とする。</p>	<p>平成17年中のシステム稼働を目指してワンストップサービス化が実用化される予定だが、軽自動車の登録管理に加え、原付車両についても接続のインターフェースを統一化する等によりユーザー(申請者)負担の軽減を目指すべきである。</p> <p>また、年間の自賠責解約手続きは各保険会社とも膨大な件数となっているが、本要望の実現により契約者・保険会社双方の負担が大幅に軽減される。</p>	<p>・自賠法20条の2、同施行規則5条の2、(自賠責保険取扱規定集)</p>	国土交通省自動車交通局管理課ワンストップサービス推進準備室	
5034	50340023		(社)日本損害保険協会	23	盗難自動車対策の強化	<p>盗難自動車対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが発足し、不正輸出防止対策など様々な対策が取られつつある。こうした対策の実効性をさらに上げるために、法整備、イモビライザの普及促進等に加え、以下のような制度の見直し等を図ることが必要である。</p> <p>①盗難自動車の海外不正流出防止のための旅具通関対象の制限(船員旅具通関制度の廃止または中古車持ち出し台数制限)</p> <p>②通関における中古車チェックの強化(盗難多発車を中心とした、抹消登録証明書記載の車台番号と中古自動車に刻印された車台番号の照合)</p> <p>③コンテナ詰込み時における公認検査機関による確認の徹底(公認検査機関による品名・数量確認、施封の徹底)</p> <p>④登録事項等証明書交付請求者等の本人確認の強化(偽造書類の発見方法の確立、本人確認書類のコピー保存および窓口への監視カメラの設置)</p> <p>⑤インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分の制度化)</p>	<p>これらの盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。(定量的評価は困難であるが、03年度の自動車盗難保険金は約583億円であり、車両保険の普及率35%で単純に計算すると日本全体でおよそ1,600億円の被害と推定できる。仮に被害が1%削減された場合でも、約16億円の効果となる。)</p>	<p>2003年(暦年)の自動車盗難件数は64,000件を数え、ここ3年続けて60,000件を超えて高止まりの傾向を示している。また、自動車盗難に関する支払保険金は毎年600億円弱に達し、経済的な面からも深刻な社会問題となっている。</p> <p>①船員旅具通関制度では、中古自動車を3台まで、簡易な申告で持ち出しが可能となっている。</p> <p>②中古車の輸出については、現在書類チェックのみとなっており、中古車自体への確認が行われていない。</p> <p>③コンテナへの積み込みの際に、盗難車を他の貨物と偽って、または車両本体を解体して積み込むことにより、不正輸出する手口がある。</p> <p>④登録事項等証明書の交付請求者、自動車検査証再交付申請者等の本人確認のため、交付請求者に対し、ア.運転免許証、イ.被用者保険証、国民健康保険被保険者証、ウ.パスポート、外国人登録証明書、エ.顔写真付き身分証明書、いずれかの提示が求められているが、窃盗団は巧妙な偽造証明書等で不正に登録事項等証明書等を取得し、盗難のねらいを定めた自動車の保管場所割り出しに利用している可能性がある。</p> <p>⑤インターネットオークションに、書類や車台番号のない自動車が出品されており、盗難車流通経路の一つとなっている。</p>	<p>①関税法基本通達67-2-7(旅具通関扱いする輸出貨物)、同通達67-2-2(旅具通関扱いをする貨物の輸出申告)</p> <p>②関税法</p> <p>③関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ一扱い)</p> <p>④道路運送車両法</p> <p>⑤古物営業法第21条の3</p>	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部 財務省関税局監視課、業務課 国土交通省警察庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	50340024		(社)日本損害保険協会	24	確定拠出年金の加入対象者の拡大(第3号被保険者、公務員)	確定拠出年金制度において、個人型年金への専業主婦、公務員の加入を認めていただきたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。 専業主婦、公務員個人の自助努力による老後資金形成の促進に寄与する。 少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。	確定拠出年金制度に加入できないものが存在することにより、確定拠出年金のポータビリティが確保されず、十分なものとならない。 (現状) 確定拠出年金において、個人型への専業主婦(第3号被保険者)、公務員の加入が認められていない。	確定拠出年金法第62条、法人税法、所得税法	厚生労働省、財務省	
5034	50340025		(社)日本損害保険協会	25	確定拠出年金の企業型における拠出限度額の枠内での個人による上乗せ拠出の容認	(要望)拠出限度額の枠内で企業型に対する個人の上乗せ拠出を認めていただきたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。 従業員の自助努力による老後資金形成の促進に寄与する。 少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。	(理由) ・拠出限度額の枠内で、個人による自助努力を認めることによって確定拠出年金制度の普及を促進する。米国の確定拠出年金では個人による上乗せ拠出が認められている。 ・現状、中小企業を中心として、企業型の拠出額は拠出限度額の一部に止まっており、勤労者の老後の資産形成ニーズを満たすためには、拠出限度額の枠内での自助努力による個人の上乗せ拠出が必要なため。 (現状) 企業型の場合、企業による拠出しか認められておらず、個人が上乗せ拠出できない。	確定拠出年金法第20条、確定拠出年金法施行令第11条、法人税法、所得税法	厚生労働省、財務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	50340026		(社)日本損害保険協会	26	確定拠出年金の経済的困窮時における年金資産取り崩しの容認	経済的困窮時においては、米国の401k制度の様に、①税のペナルティを課した上での年金資産の取り崩し、②年金資産を担保としたローン制度を認めるようにしていただきたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。 少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。	確定拠出年金では60歳までは高度障害時を除き理由の如何を問わず、年金資産の取り崩しが認められていない。 困窮時の年金資産取り崩しニーズは高く、このままでは確定拠出年金普及を阻害する。	確定拠出年金法第28条、法人税法、所得税法	厚生労働省、財務省	
5034	50340027		(社)日本損害保険協会	27	確定拠出年金の拠出限度額の更なる拡大	確定拠出年金の拠出限度額を更に拡大していただきたい。特に、企業型および個人型の第2号被保険者について、限度額の拡大を認めていただきたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。 少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。	(理由) 税制改正により、現行の拠出限度額が拡大する予定であるが、特に個人型(2号)は180,000円から216,000円へ拡大するに過ぎない。少なくとも企業型(企業無)と同額となるよう限度額の拡大によって確定拠出年金制度の普及を促進する。 (現状) 現行の年間拠出限度額は以下のとおり。 企業型(企業有)216,000円 企業型(企業無)432,000円 個人型(1号) 816,000円 個人型(2号) 180,000円	確定拠出年金法第20条、第69条 確定拠出年金法施行令第11条および第36条、法人税法、所得税法	厚生労働省、財務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	50340028		(社)日本損害保険協会	28	確定拠出年金の老齢給付金の支給要件の緩和	老齢給付金の通算加入者等期間による受給開始年齢の制限を撤廃していただきたい。現在の法令では、通算加入者等期間が10年に満たない場合には、60歳から老齢給付金の支給を受けることができない。	制度の普及に寄与する。	制度導入時において、50歳以上の従業員の加入を阻害する要因になる。また、本来企業の退職金制度の一環として導入した制度であるのに、従業員からすると60歳で定年退職した際に受給権がないというのは制度の趣旨に反する。	確定拠出年金法第33条	厚生労働省 金融庁	
5034	50340029		(社)日本損害保険協会	29	確定拠出年金の原簿記録事項の緩和	企業型年金実施事業主または加入者・運用指図者から通知を義務付けている他年金等の資格の得喪および支給に関する情報に関し、原簿の記録事項から除外してほしい。	確定拠出年金におけるコストの削減に繋がり、手数料等の引き下げが可能となる。	退職所得の課税計算に使用するとされるこれらの事項は、実際には退職所得の受給に関する申告書の提出を受けた際に本人から確認すればよい事項であり、制度加入時に事業主・加入者等に提出を求めかつ記録関連運営管理機関が長期にわたって記録を保存しなければならないのは、制度を煩雑にし、かつ記録関連コストの増加につながり加入者利益に反する。	確定拠出年金法第18条、第67条 確定拠出年金法施行規則第15条、第56条	厚生労働省 金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	50340030		(社)日本損害保険協会	30	確定拠出年金の原簿保存年限の緩和	原簿データは、給付の権利が消滅後5年まで保有する必要があり、膨大なデータ量となるため、項目によって必ずしも長期保存が不要なデータもあり、保存年限の緩和を要望したい。	確定拠出年金におけるコストの削減に繋がり、手数料等の引き下げが可能となる。	加入者原簿は、原則給付の権利が消滅後5年を経過するまで保存しなければならない。原簿記載事項の中には、運用指図の内容等、必ずしも何十年も保存しておく必要はないデータと思われるが、これらのデータまでを長期間管理するとなるとこの管理コストも膨大になりかねない。	確定拠出年金法第18条、第67条 確定拠出年金法施行規則第15条、第56条	厚生労働省 金融庁	
5035	50350001		東京海上火災保険株式会社	1	企業が契約者となる場合の事前審査事項等の見直し	企業が契約者となる場合の保険商品の事前審査事項を、事業方法書の被保険利益に関する事項等の必要最低限なものに絞った上で他を廃止し、これに伴い審査期間の短縮ならびに基礎書類の簡素化を図っていただきたい。	契約者ニーズに応じた迅速な商品改定の実施。	本邦では企業が契約者となる場合でも、現行保険業法に規定に従い事方書、普通約款、算方書全ての事前審査が必要となっているが、欧米の先進諸国では企業分野の保険商品について事前審査が不要化されている等(例:米国(ニューヨーク州)では大企業が契約者となる場合は保険料・保険約款の事前審査が不要化されている)、本邦より自由化が進んでいる状況にある。わが国においても諸外国同様に企業のリスクが複雑化・多様化し、かつ、変化の激しい状況にある中で、企業が必要とする保険を速やかに提供する必要が生じている。	保険業法第4条第2項、同法第5条第1項	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5035	50350002		東京海上火災保険株式会社	2	『普通保険約款に特約の内容を織り込んだ形での契約書』形態での契約を締結できる保険契約の範囲の限定の拡大	『普通保険約款に特約の内容を織り込んだ形での契約書』に基づき保険契約を締結できる保険契約の範囲を企業の国内の事業活動を対象とするものまで拡大していただきたい。	契約者にとってわかりやすい約款構成の実現。	平成15年度には企業の海外の事業活動を対象とした保険契約の普通保険約款について、いわゆる自由化が図られたが、一方、国内の事業活動を対象とした保険契約については依然として普通保険約款に特約の内容を織り込んだ形での契約書を作成し、これに基づいて保険契約を締結することは認められておらず、契約者ニーズに十分応えることが出来ていない状況にある。	事務ガイドライン「3-6損害保険商品の届出等関係」3-6-2特約自由方式等の取扱い(2)	金融庁	
5035	50350004		東京海上火災保険株式会社	4	生命保険の構成員契約規制の廃止	規制を撤廃していただきたい。	これまで実質的に制限を受けていた法人代理店による構成員契約の取扱が可能となることで消費者利益の向上を図ることが出来るとともに、保険会社や募集代理店においても事務精査ロード等の削減による効率化を図ることが出来る。	現在、企業代理店においては生命保険取扱を謳っているにも関わらず、こと構成員の生命保険募集については一律禁止となっており、構成員からの生命保険の照会を受けた場合、ライフプランに合わせた保険設計などの十分な対応を行うことができず、顧客対応として問題がある(消費者利益の向上に悖る)状況にある。	保険業法第300条第1項5号、同法施行規則第234条、事務ガイドライン2-2(3)、大蔵省告示第238号	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5035	50350005		東京海上火災保険株式会社	5	生命保険特定契約規制の範囲縮小	特定関係法人の範囲を縮小していただきたい。	これまで実質的に制限を受けていた企業代理店による特定契約の取扱が広く可能になり、募集チャネルの多様化に資する。また、企業代理店・保険会社の管理ロードが削減され効率化を図ることが出来る。	本規制により、法人代理店が関連企業(特定者)を契約者とする契約を募集した場合、代理店手数料を支払うことができず、実質的には企業代理店が特定契約を扱うことが制限されている状況にある。特定契約を募集する際にも、当該募集代理店が現に募集行為および契約について締結・管理の業務を行っているにもかかわらず、その業務に対して対価が支払われないという不合理が生じている。	保険業法第300条第1項5号、同法施行規則第234条、事務ガイドライン2-2(3)、大蔵省告示第238号	金融庁	
5036	50360001		釜石市	1	準用河川改修事業補助採択基準の撤廃	統合準用河川改修事業実施要領第三 採択基準 一事業の総事業費が概ね4億円以上24億円以内の準用河川に係る河川工事であって、次の各号のいずれかに該当するものであることを撤廃する。	降雨時、上流からの流水及び土石流が河川沿いの住宅地に溢れ、浸水等で地域住民の生活環境に支障をきたしていることから、市民の尊い生命や財産を守るため河川改修整備を行うことにより、①生活環境の充実、②生活の安全確保が図られる。	左記内容により河川改修工事を実施したいが、総事業費が4億円以上に該当する準用河川改修工事はない。	通達(国河治第201号、平成16年3月30日) 統合準用河川改修費補助制度について 統合準用河川改修事業実施要領	国土交通省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5036	50360002		釜石市	2	国庫補助事業による導入施設の処分制限の見直し	<p>財産の処分の制限を適用しない場合として、耐用年数を勘案して各省庁が定める期間を経過した場合とされている。これを、事業実施後の時間経過による経営等環境の変化に柔軟に対応した制限の適用とされたい。</p> <p>具体的には、経営環境の変化による処分制限年数の短縮。</p> <p>現行の運用では、標準耐用年数が、開畑・開田は100年、区画整理の整地工のみは100年、整地工・小用排水路・耕作道等一括では30～40年とされている。</p>	<p>県公社が補助事業により草地開発した牧場用地が、事業終了により地元牧野組合へ返還されようとしている。しかし、畜産農家の高齢化やBSE発生以後の畜産業の衰退により、牧場用地として必要ではなくなっているため、この未利用地について農地転用を行ない、広葉樹等の植林を行ない有効活用を図る。</p>	<p>現在、既に未利用地として荒廃化が進みつつあり、また、大雨の際には河川への土砂流出の危険がある。</p> <p>よって、用地の多面的機能保持を図りつつ、用地の有効活用により畜産業及び地域の振興に資する。</p> <p>地元牧野組合から再三に渡り植林による用地の保全を実施したい要望が出されており、これを受けて市として県へ協議を申し入れた際、財産の処分制限年数を理由に、現地の状況にかかわらず協議に応じて貰えない状況にある。</p>	<p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条 補助事業により取得し、…政令に定める財産を各省庁の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用…に供してはならない。</p> <p>同法施行令第14条(財産の処分の制限を適用しない場合)(2)補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省庁の長が定める期間を経過した場合</p>	財務省	
5036	50360003		釜石市教育委員会	3	史跡等保存管理計画策定費国庫補助における補助対象要件の緩和	<p>指定地域のほとんどが国又は地方公共団体の所有である場合も補助対象とすること。</p>	<p>史跡橋野高炉跡保存管理計画確定事業</p> <p>日本現存最古の洋式高炉跡である橋野高炉跡の適切な保存・活用を目指し、保存管理計画を作成している。このことにより、市民に郷土の歴史への関心を促すとともに、文化財愛護思想の高揚を図ることを目的としている。</p> <p>現在、市内の有識者で組織される釜石市橋野高炉跡史跡調査検討委員会を設置し、保存管理計画の基本構想を作成するための協議を行っている。</p>	<p>国指定史跡橋野高炉跡を来訪者が当時の状況を想起できるようにするためには適切な保存管理計画に沿って整備を実施していく必要がある。国指定から50年が経過し、橋野高炉跡は公有地化がされたものの、近年の史跡に対する国・県の考え方(保存から保存＋活用という方向性)とは大きな隔たりが見られるのが現状である。しかしながら、史跡等保存管理計画策定費国庫補助要項においては公有地化されている史跡は補助対象外となっており、市一般財源のみでの事業進捗は難しい状況にある。このような状況を解決するために本要望に至ったものである。</p>	<p>史跡等保存管理計画策定費国庫補助要項(昭和54年5月1日文化庁長官裁定)</p>	文化庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5037	50370001		三井住友海上火災保険株式会社	1	生命保険の構成員契約規制の廃止	(要望) 規制を撤廃する。	・法人代理店による構成員契約の取扱を可能とすることで、企業従業員の保険申込みが容易となったり、給与控除による保険加入が容易となるなど、消費者利益の向上に繋がる。 ・構成員契約の混入を排除するための、事務精査ロード・代理店や営業でのチェックロードの削減が出来る。	(理由) ・企業代理店は、生命保険取扱を行っている場合も、親企業や関連企業の従業員など「構成員」の生命保険募集については一律禁止となっており、構成員からの生命保険の照会を受けた場合のみならず、取扱を求められた場合であっても謝絶するほかなく、顧客対応として問題がある。圧力募集の弊害の有無に関わりなく一律禁止となっていることは、却って消費者利便を損なっている。 (現状) 企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の商品を除き禁止されている(生保分野の商品は販売できない)。	保険業法第300条第1項第9号、同施行規則第234条第2項 大蔵省告示第238号	金融庁総務企画局信用課保険企画室	
5037	50370002		三井住友海上火災保険株式会社	2	生命保険特定契約規制の範囲縮小	(要望) 「特定関係法人の範囲」を縮小する。	企業代理店が取り扱うことのできる企業契約の範囲が広がり、募集チャネルの多様化に資する。また企業代理店・保険会社の管理ロードが削減される。	(理由) ・経済的に一体である法人の契約を取り扱って手数料を受けることは保険料の割戻しに相当することが規制の根拠とされているが、特約契約の範囲が広すぎて、企業代理店が企業契約を取り扱うことが過度に制限されている。 ・特定契約の場合も、当該代理店が実際に募集行為および契約について締結・管理の業務を行っているにもかかわらず、その業務に対して全く対価を支払えないことは過剰な規制である。 (現状) 法人代理店が、関連企業(特定者)を契約者とする契約を募集した場合、代理店手数料を支払うことができない。	保険業法第300条第1項第5号、同法施行規則第234条、事務ガイドライン2-2(3)、大蔵省告示第238号	金融庁総務企画局信用課 金融庁監督局 保険課	